

犯罪被害者支援ハンドブック



令和4年3月

石 川 県
石川被害者等支援連絡協議会

犯罪被害者支援ハンドブックの活用にあたって

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族は、直接的な被害に加えて、周囲からの偏見や心ない言動による誹謗中傷にあうなどの二次被害を受けることも多く、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行っていくことは大変重要です。

本県では、これまでも、県や全ての市町に相談窓口を設置するとともに、関係機関が連携し、被害者の立場に寄り添った支援のための施策を途切れることなく講じてきましたが、行政のみならず県民の皆様に、犯罪被害者等支援の重要性について理解を深めていただき、社会全体で支えていくことが大変重要であることから、令和3年4月、「石川県犯罪被害者等支援条例」を施行いたしました。

本条例では、被害者支援に関する支援体制を整備することとしており、県では、この度、関係機関等との連携を深め、犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切な支援が受けられるよう、「犯罪被害者支援ハンドブック」の改訂を行いました。

このハンドブックは、広く被害者支援に携わる職員の留意点や連携方法等についてまとめたものであり、途切れのない支援を実施していくための、適切な「橋渡し」のため有効に活用いただければ幸いです。

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題 (P. 1～)

犯罪被害者等が被害後に直面する心身の不調、生活上の問題等の困難な状況について記載しています。

2. 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項 (P. 12～)

犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項、具体的な対応のあり方について、記載しています。

3. 被害類型別特徴と対応上の注意点 (P. 18～)

ここでは、殺人、傷害、交通事故、性犯罪、配偶者からの暴力、ストーカー被害、虐待の被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、特有の支援・制度について記載しています。

4. 関係機関・団体の連携の流れ、連携の際の留意点 (P. 39～)

基本的な連携の流れ（伝えるべき情報、犯罪被害者等の同意等）、連携の際の留意点（犯罪被害者等の心情への配慮や情報管理等）について記載しています。

5. 各機関・団体における支援業務 (P. 44～)

各機関・団体ごとの具体的な支援業務、連絡先等を、業務分野ごとに記載しています。団体の詳しい支援内容等を探すときは、こちらをご覧ください。

6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段 (P. 136～)

よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載しています。

7. 県・市町・関係機関等連絡先一覧 (P. 160～)

市町や関係機関・団体等の連絡先一覧表を記載しています。

目 次

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	1
①直接的被害	1
②事件後に直面する状況	1
(2) 具体的に困難な状況	2
①心身の不調	3
②生活上の問題	4
③周囲の人の言動による傷つき	5
④加害者からの更なる被害	7
⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	7
参考 捜査、裁判の流れ	8
2. 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
(1) 基本的な支援対応の流れ	12
(2) 具体的な対応のあり方	12
《具体的な対応にみる留意点》	16
《支援者自身のケア》	17
3. 被害類型別特徴と対応上の注意点	18
(1) 殺人等遺族への対応	18
(2) 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応	22
(3) 性犯罪に遭った人への対応	25
(4) 配偶者等からの暴力（DV）を受けた人への対応	29
(5) ストーカー被害に遭った人への対応	32
(6) 虐待された子どもへの対応	34
(7) 交通事故に遭った人への対応	37
4. 関係機関・団体の連携の流れ、連携の際の留意点	39
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	39
(2) 関係機関・団体の連携の実際	40
①基本的な連携の流れ	40
②連携の際の留意点	43
5. 各機関・団体における支援業務	44
<総合的な対応>	
(1) 石川県（P.47）	

- (2) 市町 (P. 49)
- (3) 石川県警察 (P. 58)
- (4) 第九管区海上保安本部 (P. 65)
- (5) 日本司法支援センター:法テラス (P. 67)
- (6) 公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 70)

<司法関連>

- (8) 金沢地方裁判所・簡易裁判所 (P. 71)
- (9) 金沢家庭裁判所 (P. 74)
- (10) 金沢地方検察庁 (P. 76)
- (11) 金沢弁護士会 (P. 80)
- (12) 石川県司法書士会 (P. 81)

<刑事施設・保護観察所等>

- (13) 矯正管区 (P. 82)
- (14) 刑事施設 (P. 83)
- (15) 少年鑑別所 (P. 84)
- (16) 少年院 (P. 85)
- (17) 地方更生保護委員会 (P. 86)
- (18) 保護観察所 (P. 87)

<人権・外国人対応>

- (19) 法務局・地方法務局 (P. 89)
- (20) 公益財団法人 石川県国際交流協会 (P. 92)
- (21) 外国人在留支援センター等 (P. 93)

<医療・福祉>

- (22) 精神保健福祉センター (P. 95)
- (23) 福祉事務所 (P. 96)
- (24) 保健所 (P. 97)
- (25) 市町保健センター (P. 97)
- (26) 社会福祉協議会 (P. 98)
- (27) 地域包括支援センター (P. 99)
- (28) 医療機関(病院・診療所等) (P. 100)

<就労関連>

- (29) 労働基準監督署 (P. 101)
- (30) ハローワーク(公共職業安定所) (P. 102)
- (31) 総合労働相談コーナー (P. 104)
- (32) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部 (P. 104)

(33) 公共職業能力開発施設 (P. 105)

(34) 障害者職業センター (P. 106)

<女性・子ども>

(35) 石川県女性相談支援センター (P. 107)

(36) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (P. 109)

(37) 配偶者暴力相談支援センター (P. 110)

(38) 石川県女性センター (P. 111)

(39) 児童相談所 (P. 112)

(40) 児童家庭支援センター (P. 113)

(41) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム (P. 114)

(42) 母子生活支援施設 (P. 115)

(43) ファミリー・サポート・センター (P. 116)

(44) 教育委員会 (P. 118)

(45) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター (P. 118)

<交通事件>

(46) 石川県交通事故相談(県庁相談コーナー等) (P. 119)

(47) 一般財団法人 石川県交通安全協会(石川県交通安全活動推進センター)
(P. 120)

(48) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 金沢相談所 (P. 121)

(49) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター 金沢相談室 (P. 122)

(50) 一般社団法人 日本損害保険協会 (P. 123)

(51) 公益社団法人 石川被害者サポートセンター(再掲示) (P. 123)

(52) 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 (P. 124)

(53) 損害保険料率算出機構(自賠償損害調査センター) (P. 125)

(54) 独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA) (P. 126)

(55) 公益財団法人 交通遺児等育成基金(P. 128)

(56) 公益財団法人 交通遺児育英会 (P. 129)

(57) 北陸交通災害等遺児をはげます会 (P. 130)

(58) 石川県高次脳機能障害相談・支援センター(石川県リハビリテーションセンター) (P. 131)

<その他>

(59) 公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター (P. 132)

(60) 消費生活支援センター (P. 133)

(61) 公益社団法人 金沢こころの電話 (P. 134)

(62) 全国健康保険協会 石川支部 (P. 135)

6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段	136
(1) 総合的相談	136
(2) 心身の不調	136

(3) 生活上の問題	137
(4) 加害者等に関する事	145
(5) 捜査、裁判に伴う問題	147

〈資料〉

1 犯罪被害申告票	153
2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式	154
3 用語等索引	156

7. 県・市町・関係機関等連絡先一覧 160

(1) 犯罪被害者等支援の主な相談窓口	160
(2) 市町一覧	161
(3) 県・市町犯罪被害者等総合窓口（担当部局）一覧	162
(4) 市町の支援業務実施状況一覧	163
(5) 警察署等一覧	165
(6) 第九管区海上保安本部一覧	165
(7) 検察庁一覧	166
(8) 裁判所一覧	166
(9) 日本年金機構事務所・税務署一覧	167
(10) 福祉事務所・保健所一覧	168
(11) 社会福祉協議会一覧	169

※ 石川被害者等支援連絡協議会 加盟機関・団体一覧 170

＜引用及び参考資料＞

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」（平成20年12月）
内閣府犯罪被害者等施策推進室作成

「犯罪被害者支援ハンドブック」に関するお問い合わせ

石川県生活環境部生活安全課
交通防犯グループ
TEL：076-225-1387
FAX：076-225-1389
Email seian-k@pref.ishikawa.lg.jp

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

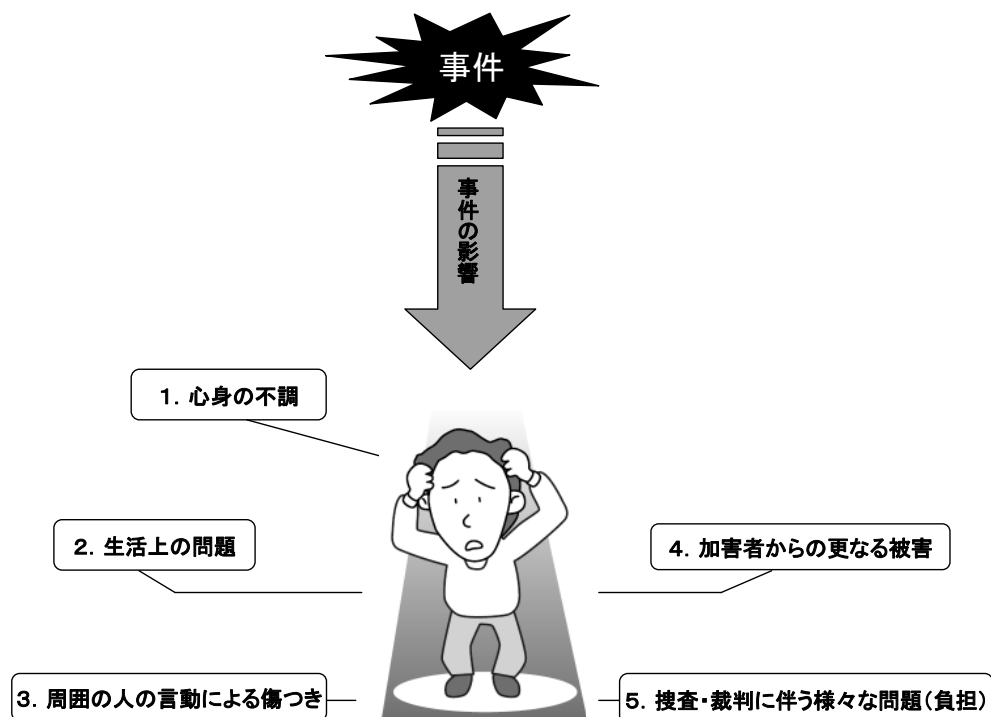
① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



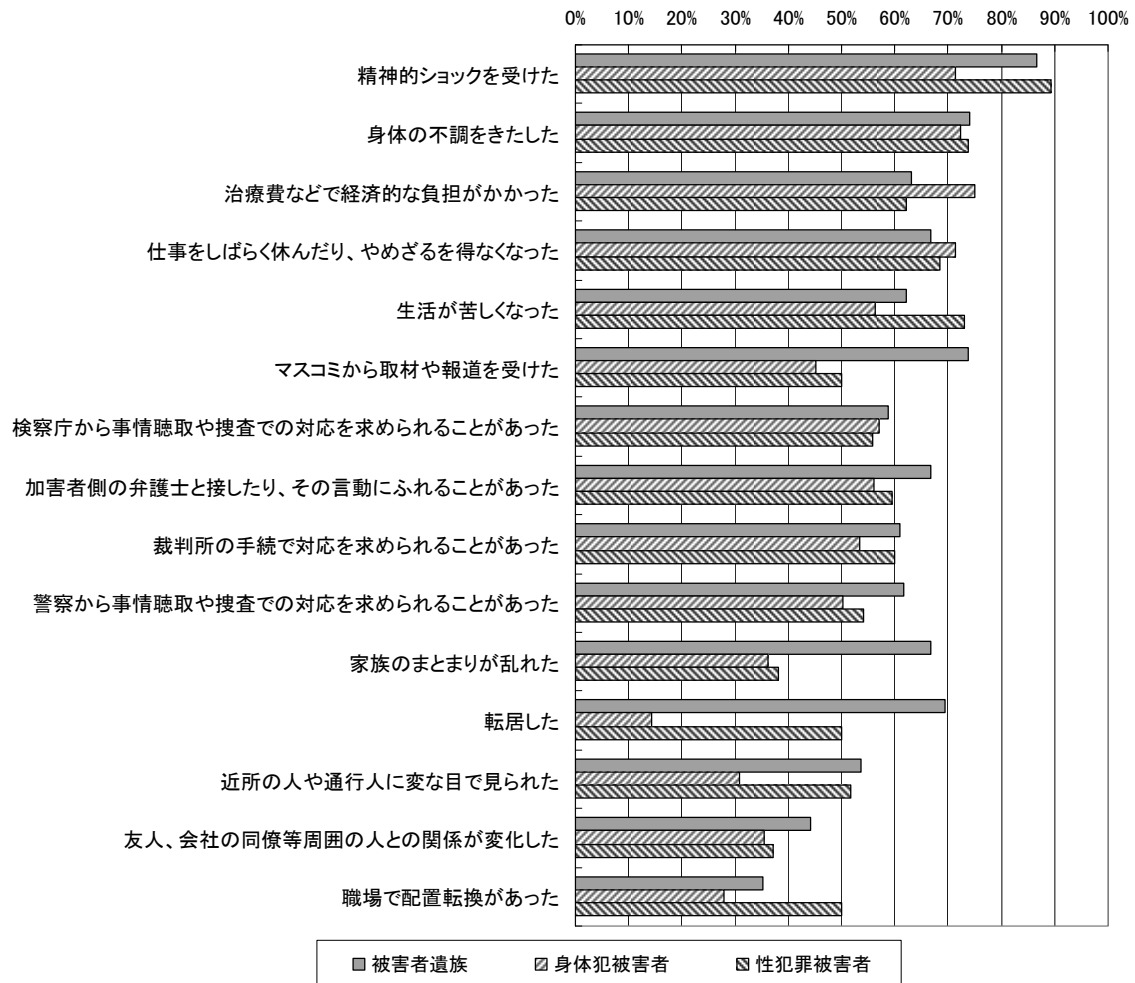
¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

<事件後の状況>

(被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者について、事件後に下記のような出来事があったとする被害者等のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合)



平成14年「犯罪被害者実態調査報告書」(犯罪被害実態調査研究会)を基に内閣府が作成

① 心身の不調²

【 直後 】

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

【 中長期 】

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【 子ども 】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする

²犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P. 136 参照）。

コラム —犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるかと不安で外出することが困難になったりします。

② 生活上の問題

・ 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

・ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親が兄弟姉妹に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

③ 周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

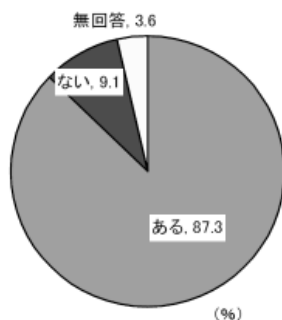
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、東海北陸厚生局石川事務所に報告してください。（東海北陸厚生局石川事務所 TEL 076-210-5140）

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町に相談してください。（市町一覧P.161）

<周囲の人から受けた二次被害の認識>

今までに、周囲の人から二次被害（事件に関連したことで傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか？



回答者数 110 人

「平成 18 年度被害者支援調査研究事業－犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から－」

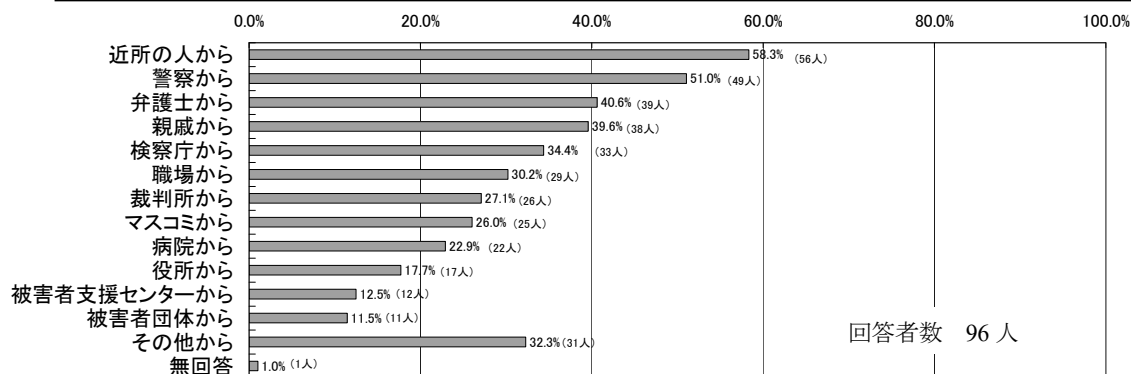
(社団法人被害者支援都民センター) を基に内閣府が作成

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができないわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<二次被害を受けた相手>

二次被害を受けた相手は？



回答者数 96 人

「平成 18 年度被害者支援調査研究事業－犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から－」

(社団法人被害者支援都民センター) を基に内閣府が作成

④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかとという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

また、マスコミの取材により、更に精神的に深く傷つけられることもあります。

参考 捜査、裁判の流れ

① 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

② 捜査

犯罪が発生すると、警察が捜査をして、証拠に基づいて犯人（被疑者）を特定し、必要な場合には逮捕の上、48時間以内にその身柄を検察庁に送ります。（送致）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（勾留請求）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されます。被疑者が勾留されている間も、警察は捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、警察は、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を添えた後、捜査結果を検察庁に送ります。

③ 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁴。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④ 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

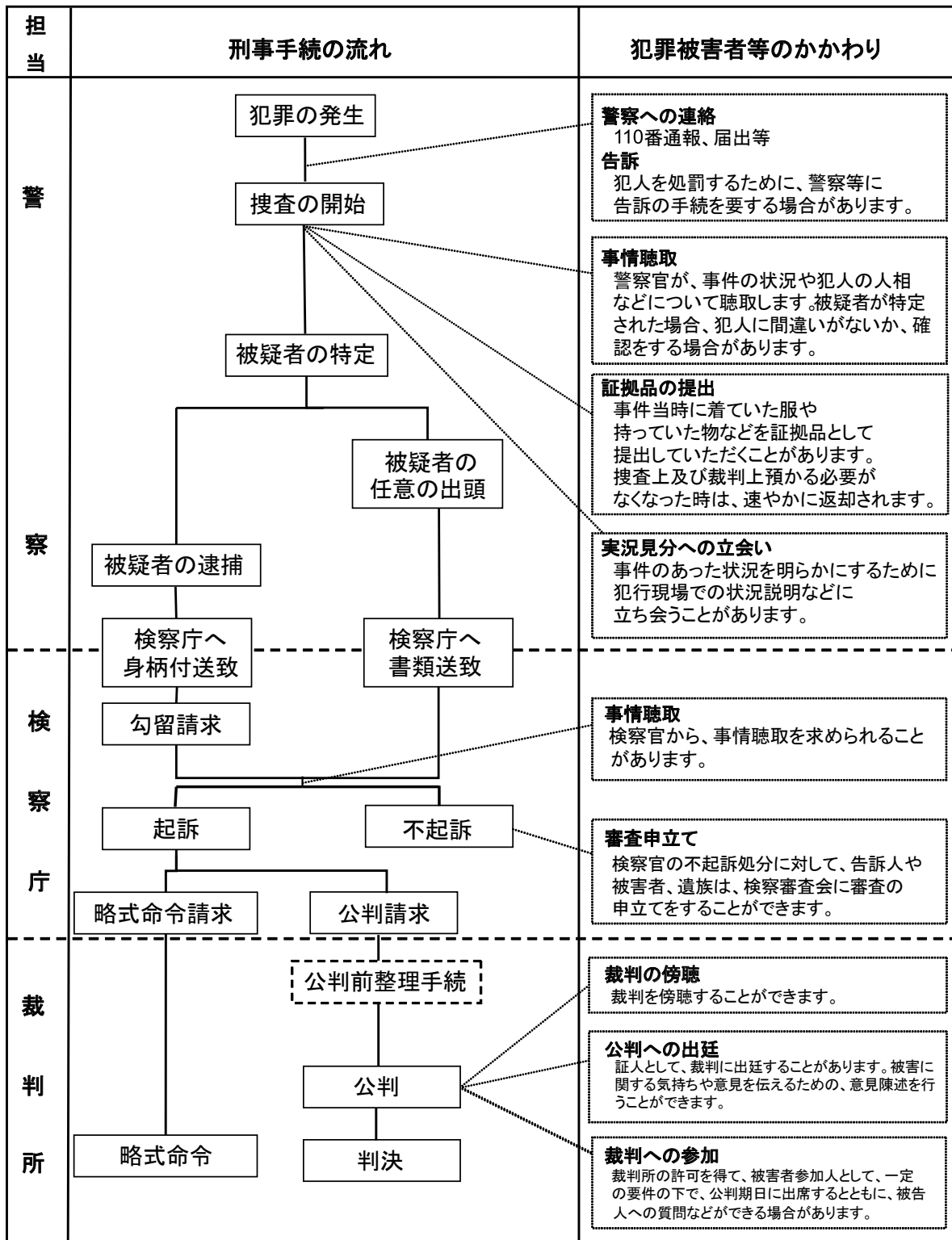
※ 一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P.78参照）。

⑤ 刑事手続と民事手続

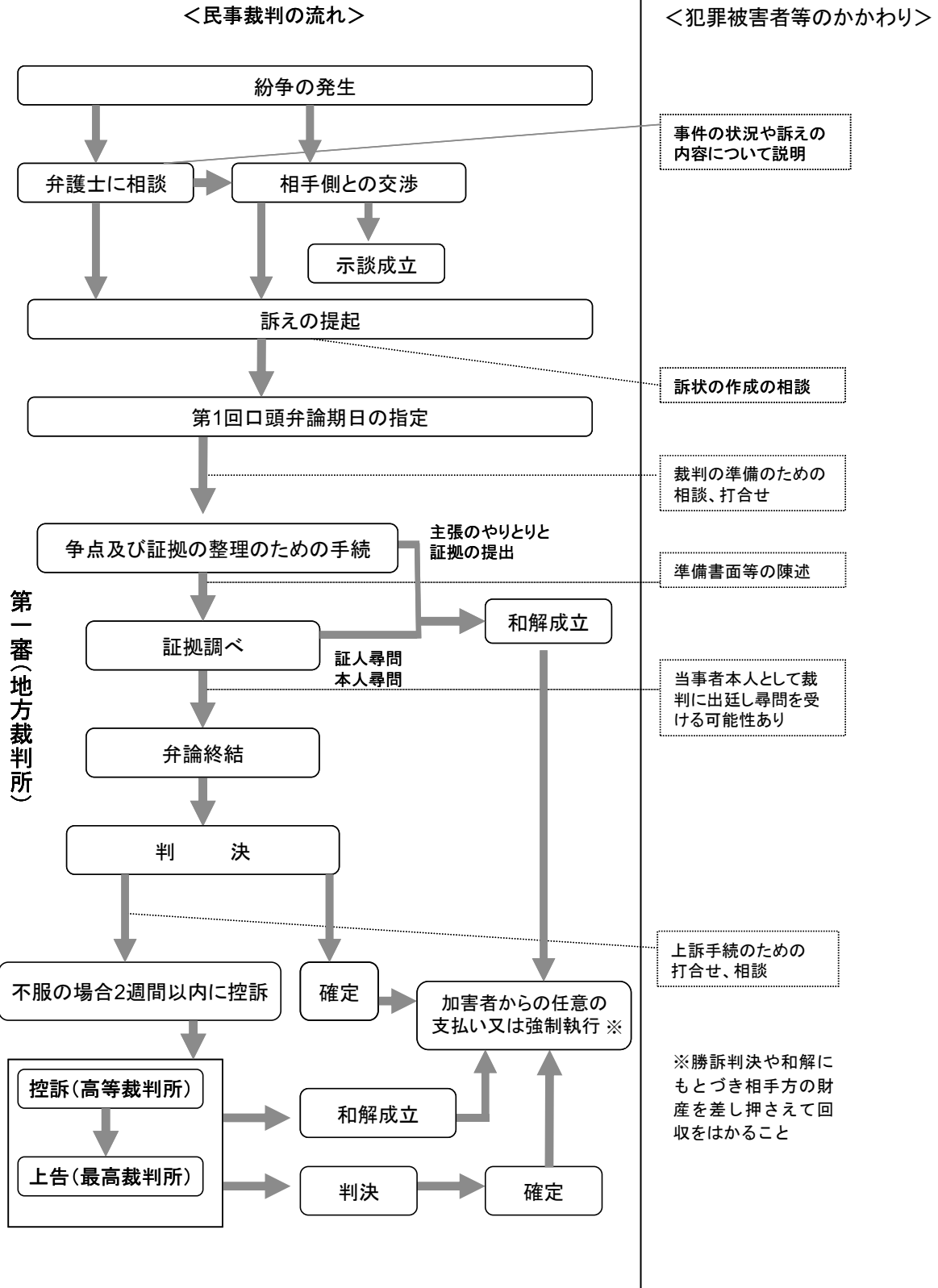
刑事事件で犯人の有罪が確定すると、刑罰等が決まりますが、犯人から賠償金や慰謝料等の支払いを受けるには、財産的損害、精神的損害等賠償を求め、民事上の損害賠償請求等を行う必要があります。なお、殺人や傷害等の一定の刑事事件ではその事件を担当している裁判所が、引き続き犯罪被害者等による損害賠償請求という民事上の請求についても、刑事損害賠償命令事件として審理する制度があります（損害賠償命令制度：P72参照）。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

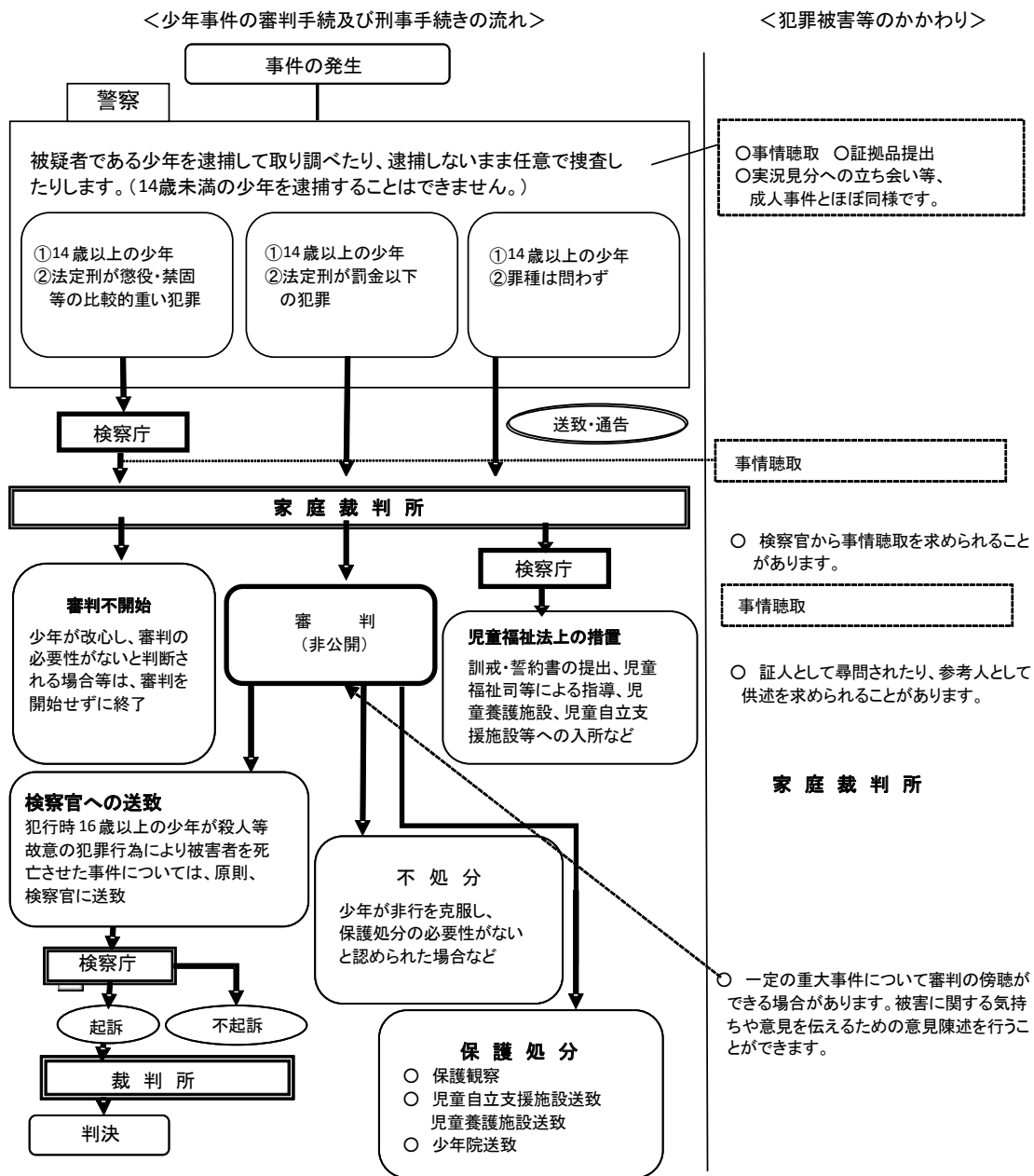
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜少年事件の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害等のかかわり＞



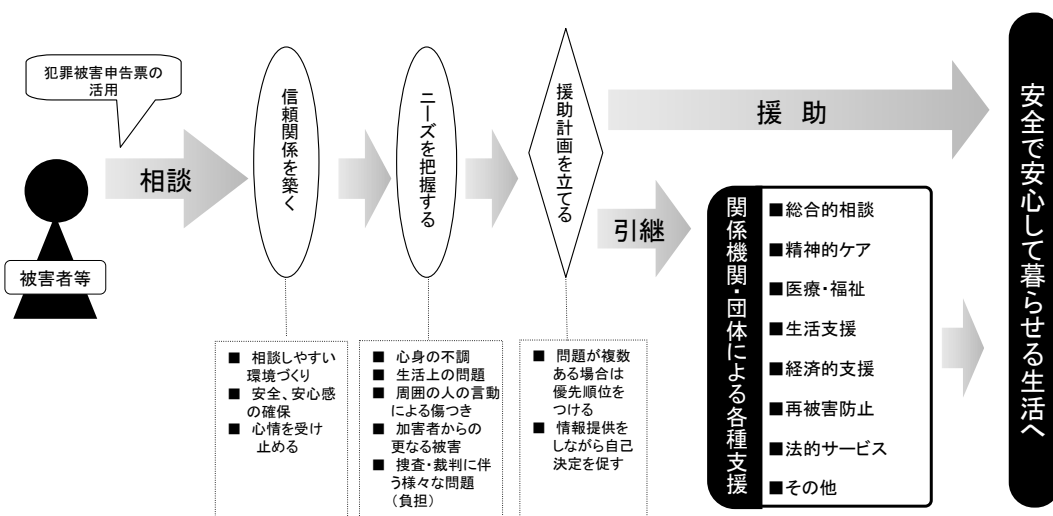
2. 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていたのです。

支援者は、犯罪被害者等の本来持っている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行きましょう。

(1) 基本的な支援対応の流れ(チャート)

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 具体的な対応のあり方

① 相談しやすい環境をつくる

- ・ 面談の際には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ **犯罪被害申告票**（次ページ、P. 153）を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

犯罪被害申告票

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要について知っておいてほしいことがあればご自由にお書きください。

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、そのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※ 犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

② 安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるとどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

③ 相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

④ 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

⑤ 計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

⑥ 問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しついたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P. 39 以降参照）。

⑦ 秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

⑧ 被害からの回復を焦らない

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

⑨ 適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

⑩ 総合的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通している犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る

- ・被害者等の置かれている状況や相談内容から、総合的または長期的視点に立った継続的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する次の犯罪被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、真に犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが重要である。

◇ 犯罪被害者支援団体

公益社団法人石川被害者サポートセンター（P. 69, P160 参照）

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあるので、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

精神的ダメージの例として

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

＜対処方法の例＞

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

3. 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

(なお、被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P. 136 以降を参照してください。)

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 殺人等遺族への対応

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細かな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死体検案書(死亡診断書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死体検案書(死亡診断書)」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

- ・ 事件、事故を取り扱った警察署の担当課 (警察署等一覧 P. 165)
- ・ 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

● 司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、御遺体を遺族が希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担します。(P. 60, P. 65)

(連絡先)

- ・事件を取り扱った警察署の担当課(警察署等一覧P. 165)
- ・海上での事件、事故については、海上保安部署(P. 65)

● 各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

- ・国民年金・国民健康保険・・・市町(市町の支援業務実施状況一覧P. 163, 市町一覧P. 161)
 - ・厚生年金・・・・・・・・・・日本年金機構各事務所(日本年金機構事務所一覧P. 167)
- なお、不明な場合は、勤務先庶務担当に確認ください。

● 遺産相続等

相続される財産の額によっては相続税の申告が必要な場合があります。

申告期限は、犯罪被害者が亡くなってから10か月以内となっています。

(連絡先) 詳しくは最寄の税務署へお問い合わせください。

- ・申告先・・・税務署(P. 167)
- ・相談先・・・金沢弁護士会(P. 80)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ 犯罪被害者等給付金(遺族給付金)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、国から一時金が支給されます。

(P. 59 参照)

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)

★ 犯罪被害者等見舞金

(支援概要)

犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の家族、または重傷病を負った被害者に対して見舞金を支給する制度です。(P. 49) ※ 全19市町で制度あり

(相談窓口) 市町(県・市町 犯罪被害者等総合窓口(担当部局) 一覧P. 162)

★ 国外犯罪被害弔慰金

国外における故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し、国から弔慰金が支給されます。(P. 60)

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)

★ 犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担

犯罪行為の現場となった犯罪被害者等の自宅に対し、業者による専門的な清掃が必要となった場合に、その清掃費用を負担します。(P. 61)

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)

★ 遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子(18歳に到達する年度末までの間にあるかまたは20歳未満で1級または2級の障害状態にある子)のある配偶者または子に支給されます(P. 49)。

(連絡先) 市町(市町の支援業務実施状況一覧P. 163, 市町一覧P. 161)

★ 遺族厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金に加入中の人、老齢厚生(退職共済)年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生(共済)年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先)

- ・厚生年金・・・日本年金機構各事務所(日本年金機構事務所一覧P. 167)
- ・共済年金・・・各共済組合

なお、不明な場合は、勤務先庶務担当に確認ください。

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度等があります。

★ 遺児の就学援助等

申請により一定の要件を満たせば奨学金が給与されるほか、相談もできます。(P. 70 参照)

(連絡先)

- ・石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)
- ・公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 70)

★ 民間団体による援助活動

交通事故・犯罪被害・一般事故等により、一家の働き手を失った遺児に対し、様々な援護金等の支給を行っています。

(連絡先) 北陸交通災害等遺児をはげます会 (P. 130)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

● 取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材対応について、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

- ・石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)

又は、各警察署の警務課（警察署等一覧 P. 165）

- ・金沢弁護士会（P. 80）
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介・・・法テラス石川（P. 67）
- ・公益社団法人 石川被害者サポートセンター（P. 69）

★ 異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、

「放送倫理・番組向上機構（BPO）」（連絡先：TEL 03-5212-7333、FAX 03-5212-7330）
に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」（FAX:03-3291-1220）に異議申立てを
することができます。

（連絡先）

- ・金沢弁護士会（P. 80）
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介・・・法テラス石川（P. 67）
- ・人権相談・・・法務局（P. 89）

(2) 暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・就業維持の困難さ、治療のための通院で欠席・欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★ 診断書料等の公費負担

身体犯等の事件捜査又は立証のため必要となる診断書料等に要する費用を公費で負担します。(P. 60 参照)

(連絡先) 各警察署の事件担当課 (警察署等一覧 P. 165)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P. 141「医療費の負担を軽くしたい」を参照。

傷害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★ 犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、国から一時金が支給されます (P. 59 参照)。

(連絡先)

石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)

又は、各警察署の警務課 (警察署等一覧 P. 165)

★ 国外犯罪被害弔慰金

国外における故意の犯罪行為により障害が残った日本国民に対し、国から見舞金が支給されます。(P. 60 参照)

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)

★ 犯罪被害者等見舞金

(支援概要)

犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の家族、または重傷病を負った被害者に対して見舞金を支給する制度です。(P. 49) ※ 全 19 市町で制度あり

(相談窓口) 市町 (県・市町 犯罪被害者等総合窓口 (担当部局) 一覧 P. 162)

★ 特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます（P. 50 参照）。

（連絡先）市町（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161）

★ 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます（P. 50 参照）。

（連絡先）市町（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161）

★ 障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者に該当する場合には、一定額の税が控除されます。

（連絡先）税務署（P. 167）

★ 障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります（P. 50 参照）。

（連絡先）市町（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161）

★ 障害厚生(共済)年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

（連絡先）

- ・ 厚生年金・・・日本年金機構各事務所（日本年金機構事務所一覧 P. 167）
- ・ 共済年金・・・各共済組合

なお、不明な場合は、勤務先庶務担当に確認ください。

★ 就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

（連絡先）市町の業務担当課（市町一覧 P. 161）

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★ 特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給されます（P. 55 参照）。

(連絡先) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

★ 障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます (P. 55 参照)。

(連絡先) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先)

- ・ 暴力110番 076-266-1100 (石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課内)
- ・ 各警察署の事件担当課 (警察署一覧 P. 165)
- ・ 公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター (P. 132)

(3) 性犯罪に遭った人への対応

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」と言い換えられるとおり、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は身体的にはもちろん、精神的にも長期にわたり重大な悪影響を受けています。心身の不調が現れる場合も多く、回復に時間がかかった場合、時には PTSD、うつ病、パニック障害等が生じることもあります。また、被害者本人やその家族が引っ越しや転職・退職を余儀なくされる場合もあり、性犯罪はその後の人生を大きく変化させていると言えます。

(対応上の注意点)

性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害について他人に相談をすることをためらう傾向にあります。そのため対応者は、相談者が勇気を振り絞って話をしていることを十分理解する必要があります。また、被害後間もない段階における相談を受理した場合には、けがの有無、妊娠の恐れ、現在の体調などを第一に確認し、病院への受診を検討する必要があります。

● 警察への届出

警察への届出は、被害者にとっては大きなハードルです。届出は強いものではありませんが、被害者が事件化の決意に至っていない状況にあっても、後に事件化を望むことも想定した上で対応する必要があります。

警察は、被害者等の安全に関して専門的観点から助言等を行うことができる上、対応する警察官の性別を選択でき、刑事手続や捜査に関する説明を受けられるなどの被害者の心情に配慮した対応がなされること、また被害者の意向を無視して事件化が図られるおそれはないことを教示し、相談を促してください。

もしそれらの説明を受けても警察への届出をちゅうちょした場合には、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」につなげてください。

(連絡先) 各警察署の刑事(第一)課(警察署等一覧 P. 165)

● 警察が行うこと

被害者からの申告を受けた警察は、事情聴取を行い、その内容に応じて、必要な証拠品(被害時に着ていた服など)の提出を求めます。そのほか、必要の都度、病院での診察や資料採取を行う際の付添や、性犯罪被害者の初回診察費等が公費負担される制度の適用等の被害者支援を行います。

(連絡先) 各警察署の刑事(第一)課(警察署等一覧 P. 165)

● いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」が行うこと

いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」は、石川県が性暴力被害者を支援するために設置した相談窓口です。性暴力についての専門的な研修を受けた相談員が対応します。

相談は電話や面接、メールで受けており、相談者の意向に沿った支援のコーディネート（病院や警察、弁護士等との連絡調整・同行支援）、心理士によるカウンセリングを行います。

（連絡先）

- ・いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」（P.109）
（全国共通短縮ダイヤル：＃８８９１）

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

● 緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服薬により、望まない妊娠を回避できる可能性が高まります。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。

（連絡先）

産婦人科

（日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>）

● 犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後で告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できなくなる場合があるので、すぐに受診することが重要です。

（連絡先）

産婦人科

（すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。）

● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

（連絡先）

性暴力問題に精通した民間被害者支援団体

公益社団法人石川被害者サポートセンター（P.69）

● 特定感染症検査

HIV検査、クラミジア検査、梅毒検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 保健所 (P. 97, 保健所一覧 P. 168)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★ 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先)

- 付添い
 - ・ 検察庁 (法廷のみ) (P. 76)
 - ・ 公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- 遮へい措置等 各裁判所 (P. 72)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(連絡先)

- ・ 性被害 110 番 (石川県警察本部) #8103、0120-010-783、076-225-0281
- ・ 各警察署の刑事課 (警察署等一覧 P. 165)
- ・ いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」(P. 109)
(全国共通短縮ダイヤル: # 8 8 9 1)
- ・ 公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

望まない妊娠などの悩みについて、妊娠専門の相談窓口があります。

★ いしかわ妊娠相談ダイヤル

望まない妊娠や、妊娠したが産み育てることが難しい、未婚のまま出産を考えているが不安など、妊娠にまつわる悩みについて、専門相談員が相談に応じています。

(連絡先)

・電話相談 TEL 076-238-8827 月～土 9:30～12:30・火 18:00～21:00
(日・祝日・年末年始は休み)

・メール相談 preg-110@pref.ishikawa.lg.jp

・SNS 相談 (チャット使用)

LINE ID @247cjbjr

LINE のお友達登録はこちら →

10:00～22:00 (年中無休)



(匿名による相談です。秘密は厳守します。費用は無料です。)

(4) 配偶者等からの暴力(DV)を受けた人への対応

(特徴)

配偶者等^(※)からの暴力(DV)には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、生活費を渡さない、家計を厳しく管理するといった経済的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないアダルト動画等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私が至らないからだ」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から抜け出すことは難しいことです。加害者である配偶者等への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(※) ここでいう「配偶者等」には、事実婚や元配偶者、交際相手も含まれます。

DVの被害を受けていると思われる場合は、深刻な状況になる前に、被害者を配偶者暴力相談支援センターなどの専門の相談機関などへつないでください。

【配偶者暴力相談支援センター】(P. 110)

石川県女性相談支援センター	TEL #8008 または 076-223-8655	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始 除く)
金沢市女性相談支援室 (金沢市在住の方に限る)	TEL 076-220-2554	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始 除く)

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、その行動や考えを評価するのではなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

長い間、暴力の中で暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「相手の言い分も聞きたい」とか「あなたにも殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、

面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

DVの被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めてください。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことができます。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行ってください。

(連絡先)

- ・石川県警察本部人身安全・少年保護対策課 (TEL 076-225-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (警察署等一覧 P. 165)
- ・配偶者暴力相談支援センター (P. 29、P. 110)

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に安全に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っており、そこに避難してもすぐに連れ戻される等の危険性がある場合には、石川県女性相談支援センターの一時保護についての情報提供を行ってください。

配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱いなどの手続についても相談できます。

(連絡先)

- ・配偶者暴力相談支援センター (P. 29、P. 110)
- ・石川県女性相談支援センター (P. 107)
- ・市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163、市町一覧 P. 161)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※**接近禁止命令**：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※**電話等禁止命令**：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができる。

※**退去命令**：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

(連絡先)

- ・石川県警察本部人身安全・少年保護対策課 (TEL 076-225-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (警察署等一覧 P. 165)
- ・配偶者暴力相談支援センター (P. 29, P. 110)
- ・金沢地方裁判所 (P. 71)

★ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付の制限

配偶者等からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票など、居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町が交付をしないようにする等の支援措置の実施を申し出ることができます。

なお、この申出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、支援措置の必要性について確認します。(P. 57 参照)

(連絡先) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

配偶者等からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P. 136 「6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段」を参照ください。

(5) ストーカー被害に遭った人への対応

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」「ストーカー行為」です。

「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際の要求
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話・文書・メール・SNS のメッセージ等
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害
- ⑨ 相手の承諾を得ないで GPS 機器等を用いて位置情報を取得する行為
- ⑩ 相手の承諾を得ないで GPS 機器を取り付ける行為等

を行うことをいいます。

「ストーカー行為」は、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことをいいます。

この種事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいといった特徴があり、被害者等の安全を確保することが最優先となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する。
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する。
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する。
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する。
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影・保存する。

(連絡先)

- ・ 石川県警察本部人身安全・少年保護対策課 (TEL 076-225-0110 代表)
- ・ 各警察署の生活安全課 (P. 62, 警察署等一覧 P. 165)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★ 警告、禁止命令等

警察において、被害者等からの申出による「警告」や、被害者等の申出や職権により「禁止命令等」をすることができます。

また、ストーカー規制法や刑法等の法令違反について捜査し検挙することもできます。

(連絡先)

- ・石川県警察本部人身安全・少年保護対策課 (TEL 076-225-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (P. 62, 警察署等一覧 P. 165)

★ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付の制限

ストーカー行為等から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票など、居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町が交付をしないようにする等の支援措置の実施を申し出ることができます。

なお、この申出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、支援措置の必要性について確認します。(P. 57 参照)

(連絡先) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

★ 防犯機器等の活用

再被害防止のため、緊急連絡用のスマートフォンや防犯カメラ等を貸し出しています。

(連絡先) 各警察署の生活安全課 (警察署等一覧 P. 165)

(6) 虐待された子どもへの対応

(特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。

子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対応がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、速やかに児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子

もの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告してください。

(連絡先)

- ・ 児童相談所 (P. 112)
 - 石川県中央児童相談所 TEL 076-223-9553
 - 石川県七尾児童相談所 TEL 0767-53-0811
 - 金沢市児童相談所 TEL 076-243-4158
- ・ 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)
- ・ 福祉事務所一覧 (P. 168)

コラム ー守秘義務についてー

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、**110番**通報又は**119番**通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く、親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親

権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁵等を通じた緊密な連携に基づき、関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を、通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力するよう依頼されることもあります。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

再被害防止のために、平成 24 年 10 月 1 日から住民票の写しの交付制限が児童虐待のケースにも適用拡大される改正がありました。

コラム —体罰としつけの関係—

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があり、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

⁵児童福祉法第 25 条の 2 において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする」とされています。

(7) 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の「犯罪」に該当するのにも、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合 → 直ちに警察に届出(相手を確認→証人の確保→記録)

● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

● 交通事故でけがをした場合

警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(交通事故の相談先)

- ・石川県交通事故相談(県庁相談コーナー)(P. 119)
- ・公益財団法人日弁連交通事故相談センター金沢相談所(P. 121)
- ・公益財団法人交通事故紛争処理センター金沢相談室(P. 122)
- ・一般財団法人石川県交通安全協会(石川県交通安全活動推進センター)(P. 120)
- ・一般社団法人日本損害保険協会(P. 123)
- ・一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構(P. 124)

経済的支援として、以下のような制度等があります。

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。
(連絡先) 自賠責保険を扱っている保険会社等

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。
(連絡先) 公益財団法人交通遺児育英会 (P. 129)

★ 交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児等基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。
また、越年資金、入学支度金、進学等支度金、緊急時見舞金を支給しています。
(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 128)

★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護に要した費用の額に応じ、介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。
(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 126)

★ 交通災害等遺児すこやか資金

交通、労働、地震等の災害により父又母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。
(連絡先) 県保健福祉センター (P. 96, 福祉事務所一覧 P. 168)

★ 民間団体による援助活動

交通事故・犯罪被害・一般事故等により、一家の働き手を失った遺児に対し、様々な援助金等の支給を行っています。
(連絡先) 北陸交通災害等遺児をはげます会 (P. 130)

4. 関係機関・団体の連携の流れ、連携の際の留意点

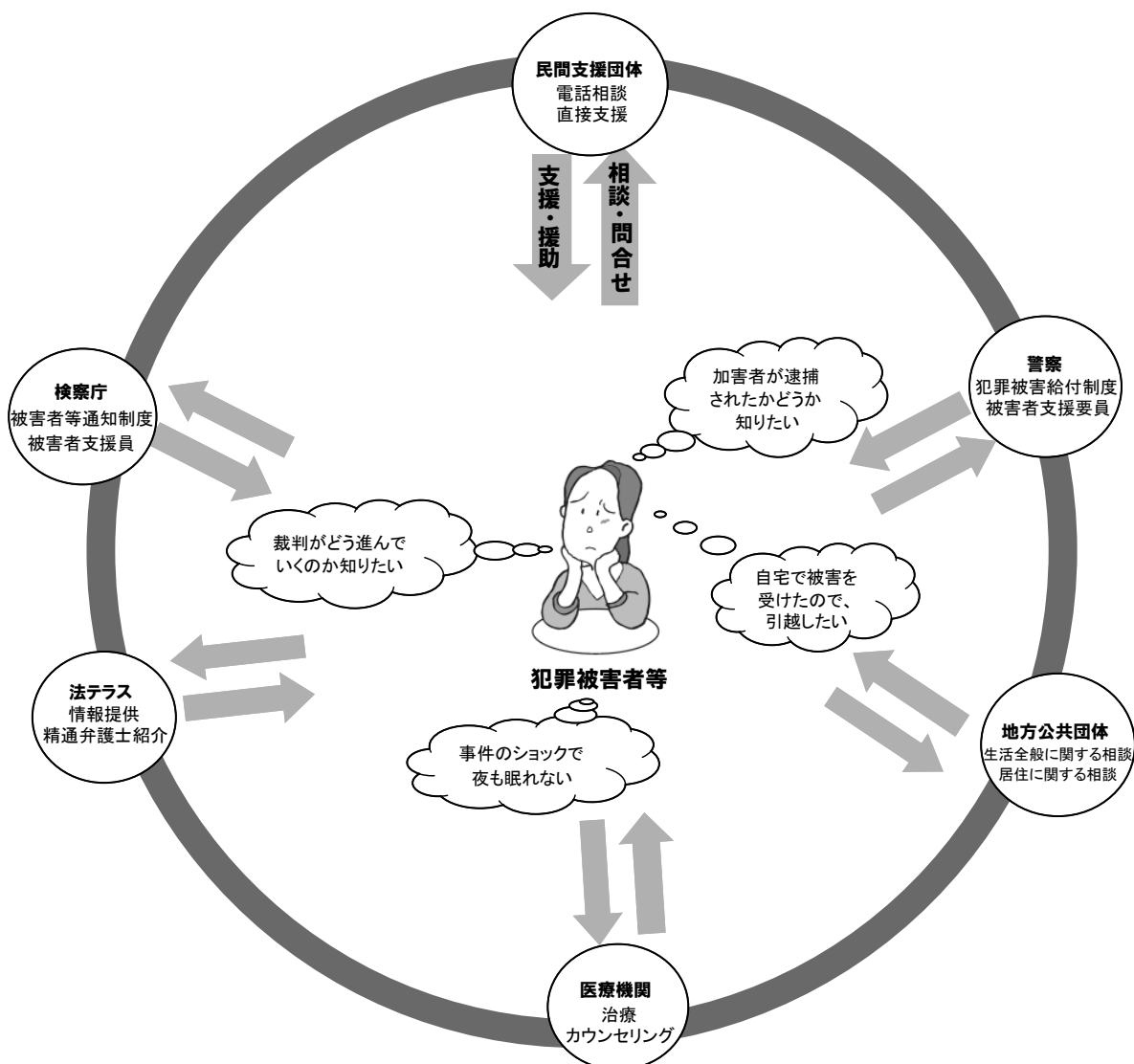
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

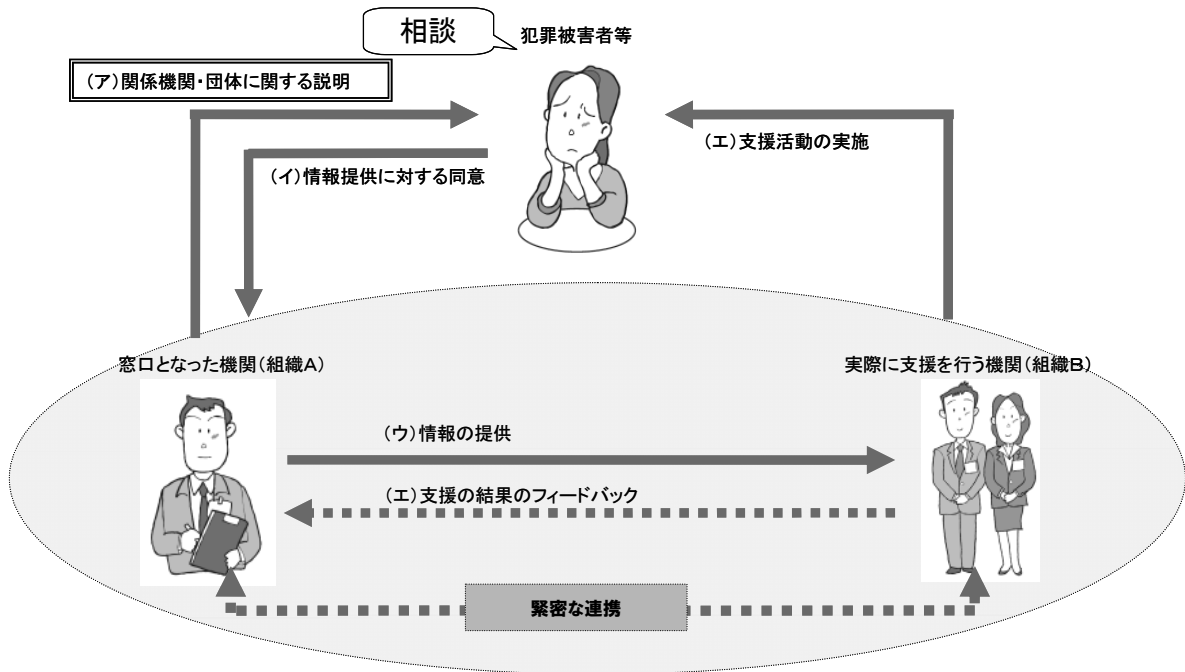
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

(イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等

から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、**伝達について同意を得ます**。また、犯罪被害者等と組織Bとの**連絡方法**（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に**電話**をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、**犯罪被害者等の同意を得た情報**を、組織Bに伝達します。**伝達方法については、電話連絡を基本とし、必要に応じ、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」(P. 154)**を有効に活用します。

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情

報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明を求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

② 連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えることがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、電話連絡を基本とすることとし、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないように注意してください。なお、電話以外の手段を用いる必要がある場合においては、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

5. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 石川県 (P. 47)
- (2) 市町 (P. 49)
- (3) 石川県警察 (P. 58)
- (4) 第九管区海上保安本部 (P. 65)
- (5) 日本司法支援センター:法テラス (P. 67)
- (6) 公益社団法人 石川被害者サポートセンター (P. 69)
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 70)

<司法関連>

- (8) 金沢地方裁判所・簡易裁判所 (P. 71)
- (9) 金沢家庭裁判所 (P. 74)
- (10) 金沢地方検察庁 (P. 76)
- (11) 金沢弁護士会 (P. 80)
- (12) 石川県司法書士会 (P. 81)

<刑事施設・保護観察所等>

- (13) 矯正管区 (P. 82)
- (14) 刑事施設 (P. 83)
- (15) 少年鑑別所 (P. 84)
- (16) 少年院 (P. 85)
- (17) 地方更生保護委員会 (P. 86)
- (18) 保護観察所 (P. 87)

<人権・外国人対応>

- (19) 法務局・地方法務局 (P. 89)
- (20) 公益財団法人 石川県国際交流協会 (P. 92)
- (21) 外国人在留支援センター等 (P. 93)

<医療・福祉>

- (22) 精神保健福祉センター (P. 95)
- (23) 福祉事務所 (P. 96)
- (24) 保健所 (P. 97)
- (25) 市町保健センター (P. 97)
- (26) 社会福祉協議会 (P. 98)
- (27) 地域包括支援センター (P. 99)
- (28) 医療機関 (病院・診療所等) (P. 100)

<就労関連>

- (29) 労働基準監督署 (P. 101)
- (30) ハローワーク (公共職業安定所) (P. 102)
- (31) 総合労働相談コーナー (P. 104)
- (32) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部 (P. 104)
- (33) 公共職業能力開発施設 (P. 105)
- (34) 障害者職業センター (P. 106)

<女性・子ども>

- (35) 石川県女性相談支援センター (P. 107)
- (36) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (P. 109)
- (37) 配偶者暴力相談支援センター (P. 110)
- (38) 石川県女性センター (P. 111)
- (39) 児童相談所 (P. 112)
- (40) 児童家庭支援センター (P. 113)
- (41) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム (P. 114)
- (42) 母子生活支援施設 (P. 115)
- (43) ファミリー・サポート・センター (P. 116)
- (44) 教育委員会 (P. 118)
- (45) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター (P. 118)

<交通事件>

- (46) 石川県交通事故相談 (県庁相談コーナー等) (P. 119)
- (47) 一般財団法人 石川県交通安全協会(石川県交通安全活動推進センター) (P. 120)
- (48) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 金沢相談所 (P. 121)
- (49) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター 金沢相談室 (P. 122)
- (50) 一般社団法人 日本損害保険協会 (P. 123)
- (51) 公益社団法人 石川被害者サポートセンター (再掲示) (P. 123)
- (52) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 124)
- (53) 損害保険料率算出機構 (自賠責損害調査センター) (P. 125)
- (54) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 126)
- (55) 公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P. 128)
- (56) 公益財団法人 交通遺児育英会 (P. 129)
- (57) 北陸交通災害等遺児をはげます会 (P. 130)
- (58) 石川県高次脳機能障害相談・支援センター (石川県リハビリテーションセンター) (P. 131)

<その他>

- (59) 公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター (P. 132)

- (60) 消費生活支援センター (P. 133)
- (61) 公益社団法人 金沢こころの電話 (P. 134)
- (62) 全国健康保険協会 石川支部 (P. 135)

(1) 石川県

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

1 総合的な相談

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

石川県生活環境部 生活安全課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 TEL 076-225-1387

※ ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/higaisya/hanzai01.html>

2 県営住宅への優先入居等

(1) 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居（優遇措置）

(支援概要)

犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選にあたり当選確率を「一般世帯」の2倍にします。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等（住宅が滅失した、住宅が奪われた、精神的な後遺症（PTSD）が生じた等）

(2) 配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居（優遇措置）

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選にあたり当選確率を「一般世帯」の2倍にします。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センターにおいて保護を受けてから5年以内の被害者
- ② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者

(3) 犯罪被害者等又は配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等又は配偶者からの暴力により、従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が、住宅に困窮する場合に、原則として1年を超えない期間で、県営住宅を一時的に使用できる場合があります。

(対象要件等)

上記(1)及び(2)と同じ。

(県営住宅への入居等についての窓口)

石川県土木部建築住宅課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1776

(2) 市町

(組織の紹介)

最も県民の身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。支援業務によっては、実施していない市町がありますので、市町へ直接確認してください。

- 注：■ 全市町で実施している支援業務
□ 実施していない市町のある支援業務

■ 相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行います。(相談窓口) 市町 (県・市町 犯罪被害者等総合窓口 (担当部局) 一覧 P. 162)

■ 犯罪被害者等見舞金

(支援概要)

犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の家族、または重傷病を負った被害者に対して見舞金を支給する制度です。

(対象要件等)

- ・遺族見舞金 (30 万円)

遺族見舞金は、犯罪行為により死亡した被害者の遺族に支給

- ・傷害見舞金 (10 万円)

傷害見舞金は、犯罪行為により重傷病を負った被害者に支給

詳しくは、各市町において「見舞金支給要綱」を定めていることから、それぞれの市町へお問い合わせください。

(相談窓口) 市町 (県・市町 犯罪被害者等総合窓口 (担当部局) 一覧 P. 162)

■ 遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた配偶者や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間と保険料免除期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。

- 2 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は
1、2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にして
ており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住
所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・ 初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に 1、
2 級の障害の状態にあるとき。
 - ・ 保険料納付済期間と保険料免除期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。
- 2 初診日が 20 歳前にある場合は、20 歳になったときに 1、2 級の障害の状態にあ
ること。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 特別障害者手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必
要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に対して、重度の障害のため必要となる精
神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の
取得により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等、自立支援医療の給付、
補装具購入(修理)費の支給、心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、
在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に
応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心
臓機能、じん臓機能、肝臓機能(平成 22 年 4 月 1 日～)、呼吸器機能、ぼうこう又は

直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方
(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神に障害のある方本人の申請又は家族等の代理申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 自立支援給付費

(支援概要・対象要件等)

身体・知的・精神の種類に関わらず、障害のある方であれば、障害者総合支援法に基づき、介護や就労支援などの様々なサービスが受けられます。また、平成25年4月からは新たに難病等もサービスの対象に加わりました。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 自立支援医療制度

(支援概要・対象要件等)

精神通院医療(通院による精神医療を続ける必要がある方)、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる医療費の自己負担額が原則1割に軽減されます。ただし、所得制限があります。

※ 犯罪被害者等のPTSD治療については、精神通院医療が利用できます。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 乳幼児医療費公費負担制度

(支援概要)

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について、助成を受けることができます。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金やお療養費は除きます。

(対象要件等)

市町によって対象年齢等が異なります。

詳しくはそれぞれの市町にお問い合わせください。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ ひとり親家庭等医療費公費負担制度

(支援概要)

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

石川県内の市町に住所を有する次の①～③に該当する者

- ① 死別・離婚・遺棄等により配偶者が不在且つ現在婚姻（事実婚を含む）をしていない者及びその児童
- ② 配偶者が一定の障害の状況にある者及びその児童
- ③ 父母のいない児童

ただし、所得額により支給できない場合があります。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母・父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子または男子で20歳未満の児童を扶養している方及び寡婦

(相談窓口) 市の福祉事務所、又は県の保健福祉センター

(市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161, 福祉事務所一覧 P. 168)

■ 高等職業訓練促進給付金事業

(支援概要)

母子家庭の母・父子家庭の父が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、修学期間の全期間(上限4年)、毎月一定額支給します。なお、養成機関の入学時に入学準備金や養成機関を修了且つ資格取得後に就職準備金の貸付も行っています。(次事業参照)

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・修業年限6月以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていないこと

(相談窓口)

市の福祉事務所、町は県の保健福祉センター

(市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161, 福祉事務所一覧 P. 168)

■ 自立支援教育訓練給付金事業

(支援概要)

雇用保険法の規定による指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母・父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
 - ・受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
 - ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
 - ・原則過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと
- ※ 受講前に講座の指定を受けることが必要です。

(相談窓口)

市の福祉事務所、町は県の保健福祉センター

(市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161, 福祉事務所一覧 P. 168)

■ 心身障害者医療費助成制度

(支援概要)

重度心身障害のある方(児)が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。ただし、入院時食事療養費は助成しません。また、加入している健康保険組合等から高額療養費や附加給付金として支給される額については除きます。

市町によって、対象要件が異なりますので、詳しくはそれぞれの市町にお問い合わせください。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 母子家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）・父子家庭及び寡婦

(相談窓口)

- ・ 石川県母子・父子福祉センター TEL 076-264-0503
金沢市三社町1-44 石川県女性センター 5階
- ・ 市町（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161）

□ 母子家庭等自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

福祉事務所等において、支援対象者の個別の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

児童扶養手当受給者。ただし児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外です。

(相談窓口)

- 市の福祉事務所、又は県の保健福祉センター
（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161, 福祉事務所一覧 P. 168）

■ 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。ただし、請求者の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、支給制限がある。

※ 配偶者からの暴力により避難している場合は、一定の要件を満たせば、住民票を移動していなくても、配偶者の手当受給資格を取り消し、避難先の市町村から児童手当を受けることができます。また、ご自身の避難先を住民票がある市町村に明かさずに手続きすることが可能です。

(相談窓口) 市町（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161）

■ 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する父・母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあたり(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を監護する父・母又は養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が重度の障害を有する児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父または母が配偶者等からの暴力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出された児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 障害児福祉手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 特別児童扶養手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

市町内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 一時預かり事業

(支援概要)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

- ・ 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・ 保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

□ 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設・乳児院等において一時的に養育・保護を行っています。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・ 児童の保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

□ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

□ 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

(相談窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

■ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカー行為等から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票など、居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町が交付をしないようにする等の支援措置を受けるために、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。

なお、提出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、支援措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

次の要件を満たす方

- ・ 住民基本台帳、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・ 配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命又は身体に危害を受けるおそれや、更に反復してつきまとい等されるおそれがあり、警察署等に相談を行ったことなどを市町長が確認した方
- ・ 加害者が配偶者暴力防止等法に規定する保護命令を受けている方

(申請窓口) 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

(3) 石川県警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

■ 被害者の手引の作成・交付

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・交付しています。

(対象要件等)

- ・殺人、全治1か月以上の傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその家族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその家族

(専門窓口)

石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室
又は、各警察署の警務課（警察署等一覧 P.165）

■ 被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況や処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、全治1か月以上の傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその家族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその家族

(専門窓口)

石川県警察本部刑事企画課・交通指導課
又は、各警察署の事件担当課（警察署等一覧 P.165）

■ 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

殺人、全治1か月以上の傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその家族

(専門窓口)

石川県警察本部地域課

又は、各警察署の事件担当課（警察署等一覧 P.165）

■ カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(専門窓口) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室

■ 犯罪被害給付制度

(支援概要)

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負われたり、障害が残った被害者の方が、公的救済や加害者からの十分な損害賠償を受けられなかった場合等において、国が一時金として給付金（非課税）を支給する制度です。

給付金には、次の3つがあります。

○ 「遺族給付金」

- ・支給額

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

- ・支給対象者

亡くなられた犯罪被害者の遺族

(①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方)

○ 「重傷病給付金」

- ・支給額

「負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額」と「休業損害を考慮した額」を合算した額

- ・支給対象者

療養1か月以上、かつ3日以上入院を要する重傷病、又は療養1か月以上、かつ3日以上労務に服することができない程度のPTSD等の精神疾患を負った犯罪被害者本人

○ 「障害給付金」

- ・支給額

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

- ・支給対象者

障害（障害等級第1級から第14級）が残った犯罪被害者本人

（専門窓口）

石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室

■ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

（支援概要）

日本国外における犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、国から弔慰金又は見舞金が支給されます。

- ・「国外犯罪被害弔慰金」：死亡した場合、遺族に対し支給するもの
被害者一人当たり総額 200 万円（一律）
- ・「国外犯罪被害障害見舞金」：障害が残った場合、被害者本人に対して支給するもの
被害者一人当たり 100 万円（一律）

（専門窓口）

石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室

■ 公費負担制度

（支援概要）

犯罪被害者やその家族・遺族の精神的・経済的負担軽減等を目的として、次の経費について公費で負担します。

○司法解剖後の御遺体の搬送費

- ・支給対象者

亡くなられた方の遺族等

- ・対象経費

遺族等が希望する場所までの搬送料（搬送先が県外の場合は、石川県境まで）

○医療費等の経費

- ・支給対象者

身体犯被害者（性犯罪被害者除く）

- ・対象経費

診断書料、初診料

○緊急避妊等に要する経費

- ・支給対象者

性犯罪被害者

- ・対象経費
診断書料、初診料、緊急避妊等の処置料、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用

○カウンセリング等に要する経費

- ・支給対象者
犯罪被害者、その家族・遺族
- ・対象経費
初・再診料、カウンセリング料、心理療法料、投薬料
- ・期間
初診日から3年以内
- ・回数
一人6回まで
- ・申請期限
事案発生から2年以内

○一時避難場所確保に要する経費

- ・支給対象者
犯罪被害者（ストーカー事案・配偶者からの暴力事案の被害者含む）、その家族・遺族
- ・対象経費
ホテルや旅館等、一時避難施設の宿泊費（原則1泊分）

○ハウスクリーニングに要する経費

- ・支給対象者
犯罪により亡くなられた方の親族等
- ・対象経費
被害者等の自宅の清掃（血痕、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去）に要する経費（破損した建具、家具の交換、修復に要する経費は含まない）

※留意事項

- ・原則として、親族間犯罪の場合や犯罪被害者にも非があると認められる場合は、公費負担の対象となりません。
- ・上記のほかにも一定の条件があります。
- ・かかった費用の全てを補償する制度ではありません。
- ・身体犯及び性犯罪の被害者が、警察に届け出る前に医療機関を受診していた場合であっても、公費負担できる場合があります。

(専門窓口)

- ・ 石川県警察本部県民支援相談課被害者支援室
又は、各警察署の事件担当課（警察署等一覧 P.165）
- ・ 「一時避難場所確保に要する経費」のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案については、石川県警察本部人身安全・少年保護対策課

■ 再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(専門窓口)

- 石川県警察本部刑事企画課
- 又は、各警察署の事件担当課（警察署等一覧 P.165）

■ 配偶者等からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

加害者に対する注意、口頭指導、暴行等に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(専門窓口)

- 石川県警察本部人身安全・少年保護対策課
- 又は、各警察署の生活安全課（警察署等一覧 P.165）

■ ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(専門窓口)

- 石川県警察本部人身安全・少年保護対策課
- 又は、各警察署の生活安全課（警察署等一覧 P.165）

■ 被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(専門窓口)

石川県警察本部人身安全・少年保護対策課 少年サポートセンター (TEL 076-225-0777)

・ヤングテレホン 0120-497-556

・いじめ 110 番 0120-617-867

又は、各警察署の生活安全課 (警察署等一覧 P. 165)

■ 子ども虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門職員、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(専門窓口)

・石川県警察本部人身安全・少年保護対策課 少年サポートセンター (TEL 076-225-0777)

・ヤングテレホン 0120-497-556

・いじめ 110 番 0120-617-867

又は、各警察署の生活安全課 (警察署等一覧 P. 165)

■ 暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者等からの申出に基づいて、暴力団員等への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(専門窓口)

石川県警察本部組織犯罪対策課

又は、各警察署の事件担当課 (警察署等一覧 P. 165)

■ 交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの各種相談に応じているほか、各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(専門窓口)

石川県警察本部交通指導課

又は、各警察署の交通 (第二) 課 (警察署等一覧 P. 165)

■ 各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察安全相談室を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

(専門窓口)

- ・ 全国統一の相談専用電話 #9110
- ・ 警察全般に関する各種相談 076-225-9110
- ・ 性犯罪被害相談（性被害 110 番） #8103・0120-010-783・076-225-0281
- ・ 少年相談（ヤングテレホン） 0120-497-556
（いじめ 110 番） 0120-617-867
- ・ 外国人の被害相談（POLICE HELP LINE） 076-225-0555
（英語・北京語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語に対応）
- ・ 暴力団に関する相談（暴力 110 番） 076-266-1100
- ・ 交通事故証明書に関する問合せ（自動車安全運転センター） 076-237-5900

石川県警察本部

〒920-8553 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 TEL 076-225-0110（代表）

ホームページ <https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

(4) 第九管区海上保安本部

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

■ 被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

■ 犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

■ 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅等まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

■ その他の支援

(支援概要)

1. 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保

護のための措置を講じます。

2. 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

第九管区海上保安本部

金沢海上保安部 〒920-0211 金沢市湊4丁目13番地
TEL 076-266-6115

七尾海上保安部 〒926-0015 七尾市矢田新町二部173
TEL 0767-52-9118

能登海上保安署 〒927-0553 鳳珠郡能登町小木21字173-3
TEL 0768-74-8118

※ ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/>

(5) 日本司法支援センター：法テラス

(組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、必要な支援を受けられるように、①犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内(紹介、取次等)、②刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④被害者国選弁護関連業務、⑤被害者参加旅費等支給業務を行っています。

■ 犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が、二次被害を与えることがないよう心情に配慮しながら、犯罪被害者支援に関する法制度と相談窓口についての情報提供を行っています。

(電話番号) 0570-079714 「なくことないよ」

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

※ 料金は全国どこからでも 3分 9.35円(税込)です。(固定電話からの場合)

※ 令和 4 年 4 月 1 日からフリーダイヤル(電話番号 0120-079714)となります。

※ PHS・IP 電話からは、03-6745-5601 へお電話ください。

※ 法テラスホームページから電子メールでのお問い合わせも受け付けています。

■ 刑事手続

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための国選弁護制度

被害者参加旅費等支給制度

(支援概要)

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度で、経済的に余裕のない被害者参加人の方も国選被害者参加弁護士による援助を受けていただける制度です。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所の決定により刑事裁判に参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・資力(現金・預金等)から犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が200万円未満であること

■ 刑事手続・行政手続

日弁連委託援助業務

(支援概要)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続き及び行政手続に関する援助を行います。

例) 被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、
マスコミ対応・折衝など

この業務は、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない手続を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務です。

なお、この援助の利用に際しては、利用当事者からではなく委託援助契約弁護士を通じての申込みが必要となります。

■ 民事手続

民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用の立替えを行います。*審査があります。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

(面談相談日等)

石川地方事務所（法テラス石川）での法律相談日

毎週 火・木曜と月2回月曜日（祝日を除く）

10:00～12:00（事前に電話予約が必要）

他に、弁護士会の法律相談センターや契約弁護士事務所等での相談も可能です。

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

0570-079714 「なくことないよ」※令和4年3月末まで
(令和4年4月1日以降はフリーダイヤル0120-079714へ)
ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

日本司法支援センター石川地方事務所（法テラス石川）

*犯罪被害者支援専門職員はおりません

〒920-0937 金沢市丸の内7-36

TEL 0503383-5477 FAX 076-263-7065

(6) 公益社団法人 石川被害者サポートセンター

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性等についての広報啓発活動も行っています。

平成 23 年 3 月に、石川県公安委員会から、犯罪被害者等支援を適正かつ確実に行うことのできる営利を目的としない法人として「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

■ 相談、支援

○ 電話相談、面接相談、直接支援

(支援概要)

専門的な研修を積んだ相談員による継続的な相談を行っています。

(電話相談) **076-226-7830**

毎週 月～金 (10:00～16:00)

* 祝日・12月29日～1月3日は休み

(面接相談)

電話相談後、必用に応じて面接相談を行います。

面接相談後、必用に応じて直接支援等を行います。

(直接支援)

警察署・病院・検察庁・裁判所への付添い、その他役務提供等を行います。

○ 法律相談、心理相談 (初回無料)

(支援概要)

弁護士による法律相談、臨床心理士等による心理相談の手配を行います。

○ 自助グループの支援

(支援概要)

交通事故被害者の自助グループ (でんでん虫の会) の活動支援を行っています。

月 1 回 1 時間半の集まりを開いています。

■ 広報啓発活動

(活動概要)

学校、企業等で開催する講演会「命の大切さを学ぶ教室」などをおして、犯罪被害者の人権や「命の大切さ」に対する社会の理解を広げています。

公益社団法人 石川被害者サポートセンター

〒921-8105 金沢市平和町 1 丁目 3 番 1 号 石川県平和町庁舎

事務局 TEL 076-226-7831 FAX 076-226-7832

ホームページ <https://www.ishikawa-vsc.org/>

(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

■ 奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与しています。(返済の必要はありません)。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校等に在学(幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生)し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先)

石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)
又は、各警察署の警務課 (警察署等一覧 P. 165)

■ 支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等より被害を被った方又は犯罪等により死亡した方の遺族

(申出先)

公益財団法人 犯罪被害救援基金

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03(5226)1020 FAX 03(5226)1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

パンフレット:「明日の笑顔のために」

(8) 金沢地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

■ 裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

第三者等のプライバシーに関わるものなど、裁判所で相当でないと認めるものを除き、原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

なお、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出する場合などもあります。

※ 詳しくは、P. 77 を参照ください。

■ 証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや保護者等に付き添ってもらったり、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先)

検察官(刑事事件のみ)又は、事件を審理している裁判所(県内の裁判所一覧 P. 166)

■ 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続きは、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

※ 詳しくは、P. 78 を参照ください。

■ 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

(支援概要)

一定の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出廷することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。

なお、公判期日に出廷した場合には、旅費等の請求をすることもできます。

※ 詳しくは、P. 78 を参照ください。

■ 損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人(相続人など)

(申出先)

事件を審理している地方裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

金沢地方裁判所・金沢簡易裁判所

〒920-8655 金沢市丸の内7-1 TEL 076-262-3221（代表）

裁判所における犯罪被害者保護施策については、裁判所ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

パンフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」を作成しています。

(9) 金沢家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

なお、少年事件は、金沢・七尾の各家庭裁判所で取り扱っています。

■ 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

少年事件に関する事件記録は、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除いて、原則として閲覧やコピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの申請手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している又は審理した各家庭裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や事件に関する意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者

- ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- （申出先）事件を審理している又は審理した各家庭裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 審判状況の説明

（支援概要）

少年事件において、審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができます。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している又は審理した各家庭裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

■ 審判傍聴

（支援概要）

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

（対象要件等）

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹）

2 被害者が生命に重大な危険のある傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P. 166）

金沢家庭裁判所

〒920-0937 金沢市丸の内7-1 TEL 076-221-3111（代表）

裁判所における犯罪被害者保護施策については、裁判所ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」を作成しています。

(10) 金沢地方検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、犯罪被害者の方々からの様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供したりしています。

■ 被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方々の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなど、支援活動を行っており、全国の検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口)

金沢地方検察庁の被害者ホットライン 076-221-3573 (TEL/FAX)

月～金 8:30～17:15

なお、各検察庁設置の被害者ホットラインは、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」又は検察庁ホームページでご確認ください。

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの釈放時期などに関する情報を提供しております。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる方
(親族に準ずる方とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者など参考人の方 (一部の通知を除く。)

(申出先)

事件を取り扱った検察庁又は被害者ホットライン (県内の検察庁一覧 P. 166)

■ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、被害者の方が再び被害に遭わないようにするために必要がある場合には、加害者の釈放直前における刑務所からの釈放予定時期等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁 (県内の検察庁一覧 P. 166)

■ 確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年となっています。

※ 閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁 (確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁) (県内の検察庁一覧 P. 166)

■ 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者の方々については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者の方々についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁 (県内の検察庁一覧 P. 166)

■ 法廷での意見陳述

(支援概要)

被害者やご遺族の方々が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べたいという希望を持っている場合には、検察官に申し出ていただき、法廷で心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがのため申出等をするのが困難な場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱っている検察庁 (県内の検察庁一覧 P. 166)

■ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

（支援概要）

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件については P. 67 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

（対象要件等）

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがのため申出等をするのが困難な場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を取り扱っている検察庁（県内の検察庁一覧 P. 166）

国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ（法テラス石川 P. 67 TEL 050-3383-5477）

■ 被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を取り扱っている検察庁（県内の検察庁一覧 P. 166）

■ 被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金として支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者の方のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者の方々、被害者の相続人等(申出先)支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁(県内の検察庁一覧 P.166)

■ 公判記録の閲覧・コピー(起訴された事件の同種余罪の被害者等)

(支援概要)

起訴された事件の同種余罪の被害者の方が損害賠償請求をするために必要があって、検察官が相当と認めるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 被害者やご遺族の方々は、原則として刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。(県内の裁判所一覧 P.166)

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙150円(別途コピー代)が必要です。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁(県内の検察庁一覧 P.166)

金沢地方検察庁

〒920-0912 金沢市大手町6-15 TEL 076-221-3161(代表)

◇被害者ホットライン 076-221-3573(Tel/Fax)

※ 被害者ホットラインは、夜間・休日でも伝言やファックスでの利用が可能です。

検察庁では、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成しています。

金沢地方検察庁のホームページ

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kanazawa/kanazawa.shtml>

(11) 金沢弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、石川県内に法律事務所を開設している全ての弁護士が会員として所属する団体です。

■ 犯罪被害者支援法律相談

(支援概要)

犯罪被害者支援法律相談は、法律の専門家である弁護士が、犯罪による被害にあわれた方に、法的な支援をすることを目的とする法律相談です。電話または面談による相談で、初回相談は無料です。

※お問い合わせ 月～金(祝日除く) 9:00～17:00

犯罪被害についての相談であることをお申し出下さい。(場合によっては、一般の法律相談と区別するため相談の内容をお聞きすることがあります。) 性犯罪等の被害者の方で、女性弁護士を希望する場合は、お申し出下さい。

金沢弁護士会

〒920-0937 金沢市丸の内7番36号

TEL 076-221-0242

金沢弁護士会のホームページ

<https://www.kanazawa-bengo.com/>

(12) 石川県司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

■ 総合相談センター

(支援概要)

依頼に基づき、検察庁に対して犯罪を申告し処罰を求めるための告訴状や告発状の作成を行います。また、請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※ 相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます（分割支払い要相談）。

(専門窓口)

○ 電話相談

TEL 076-292-8133（電話無料相談）

月～金 10:00～16:00（祝日等除く）

○ 面接相談（予約制）

TEL 076-291-7070（予約電話）

金沢地区：毎週水曜日 18:00～20:00（祝日等除く）

小松・加賀・能登地区は随時受け付け

面談相談は、休止する場合があります。

開催の有無は、石川県司法書士会までお問い合わせください。

石川県司法書士会

〒921-8013 金沢市新神田4-10-18

TEL 076-291-7070 FAX 076-291-4285

無料相談会等については、ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.ishikawa-shiho.or.jp/>

(13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

■ 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

名古屋矯正管区

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎3号館
TEL 052-971-5961

(14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

刑事施設では、被害者の生命及び身体に重大な被害を及ぼす罪を犯した者等に対し、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するための方法を考えさせる「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しています。

刑事施設の所在地、連絡先等については、下記のホームページをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00053.html

■ 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談には、その一般的な取扱いについて金沢刑務所が説明します。

金沢刑務所

〒920-1182 金沢市田上町公1

TEL 076-231-4291 FAX 076-233-8414

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、観護の措置が執られて收容される者等に対し、鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。③の業務のため、「法務少年支援センター」の名称にて、専門的知識・技術を活用して、非行や問題行動、親子関係、職場や学校でのトラブル等などについて、個人や関係機関から相談応じているほか、研修会、講演会などへの講師派遣、児童や生徒に対する法教育の実施等を行っています。

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致決定を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士

金沢少年鑑別所

〒920-0942 金沢市小立野5-2-14

TEL 076-231-1603

金沢法務少年支援センター

TEL 076-222-4542 相談受付：平日 9:00～17:00

ホームページ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei32_00001.html

(「少年支援金沢」で検索)

(16) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。

また、在院者に対し、その非行性等の事情の改善に直接的に働き掛ける教育プログラムである特定生活指導を実施しています。特定生活指導には、非行に関わる事情等を考慮して6つのプログラムが設けられ、そのうちの一つとして「被害者の視点を取り入れた教育」が設けられています。

少年院の所在地、連絡先等については、下記のホームページをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyousei16-04.html

◇ 県内の少年院

・ 湖南学院 〒920-1146 金沢市上中町口 11-1 TEL 076-229-1077

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

被害者等が、少年鑑別所を通じて、少年院送致決定を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望し、申し出た場合、加害少年の収容されている少年院から、少年院の名称、所在地、教育予定期間、個人別矯正教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士

(申出先) 申出先は、少年院ではなく、少年鑑別所になります。

(申出先) 金沢少年鑑別所

〒920-0942 金沢市小立野 5-2-14

TEL 076-231-1603 相談方法：月～金 9:00～16:00

(17) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

■ 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所（P. 87）

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧 P. 166）

2については、少年鑑別所（P. 84）

中部地方更生保護委員会

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1

名古屋法務合同庁舎B棟4階

TEL 052-951-2945（被害者専用 TEL 052-951-2951）

FAX 052-968-2709

(18) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。

保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

■ 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

これにより、加害者に被害の実情などを直視させ、反省を深めさせるよう指導を行います。なお、伝えた際に加害者が述べたことなどを犯罪被害者等へご報告することもできます。

(対象要件等)

・加害者が保護観察中であること

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
 - ・ 上記の者の代理人である弁護士
- 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）

- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- ・上記の者から委託を受けた弁護士

(申出先) 1 については、事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧 P. 166）

2 のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P. 84）、保護観察処分の場合
は保護観察所

■ 相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

- ◇ 被害者専用電話 076-261-0089
- ◇ 相談業務等の時間 9:00～16:00（平日）

金沢保護観察所

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階

TEL 076-261-0058 FAX 076-234-8067

金沢保護観察所のホームページ

<http://www.moj.go.jp/HOGO/k/kanazawa/kanazawa.html>

(19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

■ 常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(専門窓口)

みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (*)

* 電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

(一部の IP 電話等からはご利用できない場合があります。)

(金沢地方法務局における県内の各相談所)

・金沢地方法務局 人権擁護課

〒921-8505 金沢市新神田 4 丁目 3 番 10 号 金沢新神田合同庁舎

・金沢地方法務局 小松支局

〒923-0868 小松市日の出町 1 丁目 120 番地 小松日の出合同庁舎

・金沢地方法務局 七尾支局

〒926-8520 七尾市小島町大開地 3 番地 7 七尾西湊合同庁舎

・金沢地方法務局 輪島支局

〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 99 番地 3 輪島地方合同庁舎

(受付時間) 平日 8:30～17:15

■ 特設人権相談所

(支援概要)

市町役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 上記、常設人権相談所の専門窓口

■ 子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。

(専門窓口) TEL 0120-007-110

受付時間 平日 8:30～17:15

■ 女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

(専門窓口) TEL 0570-070-810

受付時間 平日 8:30～17:15

■ 外国人のための人権相談所

(支援概要)

全国の法務局・地方法務局において、日本語を自由に話すことができない方のために、通訳を介した人権相談に応じています。言語については、英語・中国語など 10 言語に対応しています。

(専門窓口) TEL 0570-090911

受付時間 平日 9:00～17:00

また、法務局・地方法務局以外にも、外国人のための人権相談所を開設しています(開催日、時間などの詳細については、91 ページに記載しています)。

■ インターネット人権相談受付窓口 (SOS-e メール)

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口 (SOS-e メール) を開設し、24 時間 365 日相談を受け付けています。

(専門窓口) 日本語 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

外国語 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

金沢地方法務局 人権擁護課

〒921-8505 金沢市新神田 4 丁目 3 番 10 号 金沢新神田合同庁舎

TEL 076-292-7810 (代表)

法務省人権擁護局のホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

外国人のための人権相談所 Human Rights Counseling for Foreign nationals

所在地 (City)	開設場所 (Location)	対応日時 (Days and Hours)	対応言語 (Language)
福岡市	アクロス福岡 3階こくさいひろば 福岡市中央区天神 1-1-1	毎月第2土曜日 13:00~16:00	英語
高松市	アイパル香川 (香川国際交流会館) 会議室 高松市番町 1-1 1-6 3	毎月第3金曜日 13:00~15:00 (予約制)	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一万 1-1	毎月第4木曜日 13:30~15:30	英語

※外国語によるお問い合わせは、外国語人権相談ダイヤル (0570-090911) までお願いします。

(20) 公益財団法人 石川県国際交流協会（通称:IFIE(アイフィー)）

(組織の紹介)

石川県の出資により設立された公益社団法人で、石川県国際交流センターを拠点に国際交流事業や国際理解事業を実施する他、外国人を対象とした各種相談に応じています。

■ 外国人のための無料行政書士相談

(支援概要)

行政書士が在留資格や生活上の困りごとなどに幅広く相談に応じます。

(申込先) TEL 076-262-5932 FAX 076-222-5932

毎月第1木曜日・第4木曜日 13:00～14:00 (お一人30分)

原則、事前予約が必要です。事前予約がない場合でも当日相談が可能な場合があります。

(通訳可能言語: 英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語)

■ 外国人のための無料弁護士相談

(支援概要)

弁護士が法律問題について専門的に相談に応じます。

(申込先) TEL 076-262-5932 FAX 076-222-5932

毎月第3木曜日 13:00～14:00 (お一人30分)

原則、事前予約が必要です。

(通訳可能言語: 英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語)

※祝日やお盆、年末年始等は実施日が変更となる場合があります。

※通訳が必要な場合は予約時にお申し出いただきますが、ご対応できない場合もあります。

(公財) 石川県国際交流協会

〒920-0853 金沢市本町1-5-3 リファーレ3階

TEL 076-262-5932 FAX 076-222-5932

ホームページ <https://www.ifie.or.jp/index.php>

(21) 外国人在留支援センター等

○外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

（組織の紹介）

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）は、東京都新宿区にある外務省や厚生労働省（労働局）等の関係機関と当局が連携して外国人の在留に関する様々な支援施策を実施することにより、外国人受入れ環境を整備していく組織です。

（支援概要）

外国人の在留に関する様々な相談に多言語で応じています。相談方法は、事前予約制で対面（FRESC に直接来て相談）とオンラインから選ぶことができます。ただし、電話での相談は行っていませんので、電話での相談は、下記「外国人在留総合インフォメーションセンター」に相談してください。

詳しくはこちらを参照してください。

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）について

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

○外国人在留総合インフォメーションセンター

（組織の紹介）

入国手続や在留手続等に関する各種相談に応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に設置した相談窓口です。

（支援概要）

外国人人身取引被害者等の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留手続等に関する案内などを行います。電話や窓口、メールでの相談に多言語で対応しています。詳しくはこちらを参照してください。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

・人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html

○名古屋出入国在留管理局 2階審査総合窓口行政相談：「窓口①」

在留外国人における在留資格諸申請に係る個別具体的な申請相談に対応します。当局 1階外国人在留総合インフォメーションセンターとともに在留手続等に関する対応窓口です。

○名古屋出入国在留管理局1階外国人在留総合インフォメーションセンター内相談窓口：「FRAT（フラット）」

全ての外国人に対する様々な相談に対し、必要に応じ、関係機関と連携しながら総合的な相談対応を行います。各県国際交流協会等が運営する相談窓口などと連携しながら、また、地方労働局等関係機関と連携しながら、外国人個人の置かれた状況を勘案し、相談対応します。

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）と位置付けは同じものであり、連携することは可能です。相談は事前予約制で対面相談を行います。相談時には多言語に対応しています。

(22) 精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県及び政令指定都市が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導、精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

◇ 石川県こころの健康センター

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地

TEL 076-238-5761 (代表) FAX 076-238-5762

- 電話相談 (こころの相談ダイヤル)

TEL 076-237-2700 (365日24時間受付)

- 面接相談 (相談、診断は予約制になっています。)

あらかじめ、電話で予約の日時を決めてください。

TEL 076-238-5750 (月～金 8:30～17:15 年末年始・祝日は除く)

(23) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります。）。

■ 相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

■ 生活保護制度

(支援概要・対象要件等)

生活に困窮している方で、資産やその他制度等を活用しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

(連絡先) 住所地を管轄する福祉事務所（福祉事務所一覧 P. 168）

■ 交通災害等遺児すこやか資金

(支援概要)

交通、労働、地震等の災害により父又は母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

- ・支給額……児童一人当たり 50,000 円
- ・申請期間……遺児となった日から1年以内

(連絡先) 県保健福祉センター（福祉事務所一覧 P. 168）

(24) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

■ 相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅を訪問して相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の身体的・精神的な被害に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。
(専門窓口) 各保健所（保健所一覧 P. 168）

■ 特定感染症検査

(支援概要)

HIV検査、クラミジア検査、梅毒検査が無料・匿名で受けられます。

※ 必ず事前に電話で予約してください。

(連絡先) 各保健所（保健所一覧 P. 168）

(25) 市町保健センター

(組織の紹介)

市町が設置している機関で、健康相談、健康診査および保健指導その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。

都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

■ 相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(連絡先) 市町（市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161）

(26) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、住民主体を原則に住民の福祉活動推進の支援、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

■ 福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(お申込・相談先) 各市町社会福祉協議会 (社会福祉協議会一覧 P. 169)

■ 生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害のある方の世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(お申込・相談先) 各市町社会福祉協議会 (社会福祉協議会一覧 P. 169)

■ 福祉サービス利用支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方(成年後見制度の対象となる方については除きます。)

(お申込・相談先) 各市町社会福祉協議会 (社会福祉協議会一覧 P. 169)

■ 福祉サービスに関する苦情相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する苦情相談の受付を行っています。

福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(窓口) 石川県福祉サービス運営適正化委員会 (TEL 076-234-2556)

受付時間/平日 9:00~17:00

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階

TEL 076-224-1212 FAX 076-222-8900

ホームページ <http://www.isk-shakyo.or.jp/>

(27) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町や、市町から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活を続けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関やボランティア等と連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防等に関する業務を行っています。

■ 総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者等からの相談に応じ、地域の保健、医療、福祉等に関する適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、相談・支援を行います。

■ 権利擁護業務

(支援概要)

高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等に関する支援を行います。

(問合せ先) 各市町の地域包括支援センター

(市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

(28) 医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

石川県には約 1,500 の医療機関があり、医療機能に関する一定の情報をインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み(医療機能情報提供制度)が設けられています。

◇「石川県医療・薬局機能情報提供システム」

ホームページ:<http://i-search.pref.ishikawa.jp/>

■ 医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。

また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

■ 性犯罪被害者への対応

(支援概要・対象要件等)

緊急避妊(性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効)、犯人の体液等証拠採取(性被害後、入浴等行う前がよい)を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化などを通じて、各産婦人科において被害者に対し、適切に対応がなされるよう努めています。(P.26 参照)

(29) 労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

■ 労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口)

・ 金沢労働基準監督署 労災第一課・労災第二課

〒921-8013 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階
TEL 076-292-7938

・ 小松労働基準監督署 労災課

〒923-0868 小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階
TEL 0761-22-4317

・ 七尾労働基準監督署 労災課

〒926-0852 七尾市小島町西部2番 七尾地方合同庁舎2階
TEL 0767-52-3294

・ 穴水労働基準監督署 労災課

〒927-0027 鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎2階
TEL 0768-52-1140

(30) ハローワーク(公共職業安定所)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

■ 就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(専門窓口)

各ハローワーク 職業相談窓口

○ ハローワーク金沢	〒920-8609	金沢市鳴和 1-18-42	TEL 076-253-3030
○ ハローワーク津幡	〒929-0326	河北郡津幡町字清水7 66-4	TEL 076-289-2530
○ ハローワーク小松	〒923-8609	小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 2F	TEL 0761-24-8609
○ ハローワーク白山	〒924-0871	白山市西新町 235	TEL 076-275-8533
○ ハローワーク七尾	〒926-8609	七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 1F	TEL 0767-52-3255
○ ハローワーク羽咋	〒925-8609	羽咋市南中央町キ 105-6	TEL 0767-22-1241
○ ハローワーク加賀	〒922-8609	加賀市大聖寺菅生イ 78-3	TEL 0761-72-8609
○ ハローワーク輪島	〒928-8609	輪島市鳳至町畠田 99-3 輪島地方合同庁舎 1F	TEL 0768-22-0325
○ ハローワーク能登	〒927-0435	鳳珠郡能登町字宇出津新港 3-2-2	TEL 0768-62-1242
○ ヤングハローワーク金沢 (金沢新卒者応援ハローワーク)	〒920-0935	金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1F	TEL 076-261-9453
○ マザーズハローワーク金沢	〒920-0935	金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1F	TEL 076-261-0026
○ しごとプラザ金沢	〒920-0935	金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1F	TEL 076-223-0765

就労関連

- | | | | |
|--|-----------|---------------------------------------|------------------|
| ○ 福祉・就労支援コーナー
かなざわ | 〒920-8577 | 金沢市広坂 1-1-1
金沢市役所本庁舎 1F
生活支援課 横 | TEL 076-222-8609 |
| ○ 珠洲ハローワーク
求人情報コーナー
(珠洲市地域職業相談室) | 〒927-1215 | 珠洲市上戸町北方 1-9-2
すず市民交流センター1F | TEL 0768-82-0157 |
| ○ 穴水ハローワーク
求人情報コーナー
(穴水町地域職業相談室) | 〒927-0027 | 鳳珠郡穴水町字川島 174
穴水町役場 1F | TEL 0768-52-0168 |

(31) 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、労働基準監督署庁舎内などに設置され、職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供をワンストップで行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題を対象として、専門の相談員が面談・電話にて相談を行います。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口)

- ・石川労働局 総合労働相談コーナー
〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 6F TEL 076-265-4432
- ・金沢総合労働相談コーナー
〒921-8013 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 3F TEL 076-292-7947
- ・小松総合労働相談コーナー
〒923-0868 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 7F TEL 0761-22-4207
- ・七尾総合労働相談コーナー
〒926-0852 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 2F TEL 0767-52-7640
- ・穴水総合労働相談コーナー
〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島 84 穴水地方合同庁舎 2F TEL 0768-52-1184

(32) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部

(組織の紹介)

高齢者、障害者及び求職者その他の労働者の雇用を支援するため、各種の相談・支援、各種給付金の支給等を行うとともに、雇用のセーフティネットとして離職者の方々の早期再就職のための職業訓練と、事業主等の方々の人材育成の支援等を実施しています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構石川支部

〒920-0352 金沢市観音堂町へ1

TEL 076-267-0801 FAX 076-267-0891

ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ishikawa/>

(33) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

石川県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が、設置、運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校があります。

■ 職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(相談窓口)

◇ 職業能力開発校 (職業に必要な技術や知識の習得)

- 小松産業技術専門学校
〒923-0967 小松市青路町 130 TEL 0761-44-1183
- 金沢産業技術専門学校
〒920-0352 金沢市観音堂町チ 9 TEL 076-267-2221
- 七尾産業技術専門学校
〒926-0853 七尾市津向町へ 34 TEL 0767-52-3159
- 能登産業技術専門学校
〒927-0602 鳳珠郡能登町松波 3 字 60-3 TEL 0768-72-0184

◇ 職業能力開発促進センター (職業に必要な技術や知識の習得)

- 独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構石川支部 石川職業能力開発促進センター (ポリテクセンター石川)
〒920-0352 金沢市観音堂町へ 1 TEL 076-267-0801

◇ 職業能力開発短期大学校 (職業に必要な高度な技能・技術や知識の習得)

- 石川職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ石川)
〒927-0024 鳳珠郡穴水町由比ヶ丘いの 45-1 TEL 0768-52-1323

◇ 障害者職業能力開発校 (障害者の職業に必要な技術や知識の習得)

- 石川障害者職業能力開発校
〒921-8836 野々市市末町 2-245 TEL 076-248-2235

(34) 障害者職業センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、ハローワーク及び関係機関と連携し、障害者の職業リハビリテーションに関する事業を行っています。

◇ 障害者職業センター（障害者の就職や職場適応のための支援・援助）

○ 石川障害者職業センター

〒920-0901 金沢市彦三町1-2-1 アソルティ金沢彦三 2F

TEL 076-225-5011

■ 障害者の方々に対する業務

- 就職や職場適応のための相談・評価（職業リハビリテーション計画）
- 早期就職を目指すための模擬的就労場面での作業（職業準備支援）
- 実際の職場における個別の支援・援助（ジョブコーチ支援）
- 精神障害者の職場復帰、雇用促進、雇用継続等（リワーク支援等）

■ 事業主の方々に対する業務

- 障害者の雇い入れ、職務開発、雇用管理等に関する相談 など

■ 関係機関の方々に対する業務

- 職業リハビリテーションに係る専門的な技法の提供（研修や個別の助言等）

(35) 石川県女性相談支援センター

(組織の紹介)

「婦人相談所」の業務に加え、「配偶者暴力相談支援センター」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の業務を行っています。

要保護女子に対する転落未然防止と保護更生を目的とした支援や、配偶者等からの暴力被害者に対する保護支援等を中心に、さまざまな問題を有する女性に幅広く対応するための相談、一時保護を行う他、必要に応じて婦人保護施設への入所措置も行う等、関係機関との連携のもと、女性の保護と自立のための援助支援を実施しています。なお、配偶者暴力相談支援センターは、男性のDV被害者の方の相談も受けています。

性暴力被害者に対しては、必要に応じて医療機関や警察、弁護士等との連絡調整を行い、被害者に同行して支援する他、心に受けた傷のケアのため、カウンセリングを行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

様々な困難を抱えた女性に対しては、国籍、年齢を問わず相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者等からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令申立ての支援、保護施設の利用の支援を行います。

(対象要件等)

- ・ 配偶者等からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた女性
- ・ ストーカー被害を受けた女性
- ・ 売春に係わった又は、係わるおそれのある女性
- ・ 家族関係の破綻、生活困窮など正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる女性

■ 一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の意思に基づき、短期間の入所支援や施設入所する前に行われ、要件として、安全な避難先がなく、緊急の保護が必要と認められる場合や、短期間の生活支援が有効である場合となっています。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族（児童等）の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族（児童等）の安全、安心の確保に努めています。

※ 一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

（対象要件等）

- ・ 配偶者等からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた女性
- ・ ストーカー被害を受けた女性
- ・ 売春に係わった又は、係わるおそれのある女性
- ・ 家族関係の破綻、生活困窮など正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる女性

（窓口） TEL 076-223-8655 月～金 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）

緊急時の一時保護は上記時間外も対応します。

(36) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(組織の紹介)

性暴力被害を受けた方が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで必要な支援をコーディネートしています。被害者の状況や必要とする支援を把握し、被害者の希望に沿って関係機関（医療機関、警察、弁護士等）に連絡するとともに、同行支援を行っています。また、心に受けた傷のケアのため、カウンセリングも行っています。

石川県では次の機関が性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能を有しています。

◇ いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」

TEL #8891 ^{はやくワンストップ} または 076-223-8955 (月～金 8:30～17:15)
※祝日、年末年始 除く

※ただし、緊急医療などの緊急を要する相談は24時間365日対応
メール相談（ホームページ内の相談フォームから受け付けています。）

→ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/josou/purplesupport.html>

■ 相談業務

(支援概要)

電話や面接、メールにより、性暴力被害に関する相談を受けます。直近の被害だけでなく、過去に受けた性暴力被害についても相談の対象としています。性暴力被害者の性別は問いません。また、家族・知人等からの相談にも応じます。

■ 支援のコーディネート

(支援概要)

被害者に必要とされる支援に応じて、医療機関や警察、弁護士等の関係機関に連絡するとともに、被害者が辛い経験を何度も話さなくて済むように関係機関に付き添います（同行支援）。

〔例〕 ◆医療支援（緊急避妊・性感染症の検査・証拠の採取など）

◆警察への相談

◆法的な支援

公費負担制度を
活用できます

■ カウンセリング

(支援概要)

心理士によるケアが必要と判断された方について、カウンセリングを行います。

性犯罪・性暴力とは（内閣府HP）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html

(37) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者等からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族(児童等)の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。石川県では次の機関が配偶者暴力相談支援センターの機能を有しています。

◇ 石川県女性相談支援センター

〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内

面接相談 TEL #8008 ^{ほれれば} または 076-223-8655 (月～金 8:30～17:15)

電話相談 (DVホットライン) ※匿名、女性のためのDV専門電話相談

TEL 076-221-8740 (月～金 9:00～21:00、土・日・祝 9:00～17:00)

◇ 金沢市女性相談支援室 (金沢市に在住の方のみ)

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市役所内

TEL 076-220-2554 (月～金 9:00～17:00)

■ 相談業務

(支援概要)

配偶者等からの暴力に関する相談を受け、関係機関・団体の紹介や保護命令制度等に関する情報提供等の援助を行います。

■ カウンセリング

(支援概要)

配偶者等からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。

■ 緊急時における一時保護

(支援概要)

被害者や同伴家族(児童等)の一時保護を行います。

一時保護は被害者本人の意思に基づき、安全な避難先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

■ 自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

配偶者からの暴力被害者支援情報 (内閣府HP)

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

(38) 石川県女性センター

(組織の紹介)

女性の地位向上と社会参加の促進に資するための総合的拠点施設として、情報の提供、相談事業を行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

女性が心身ともに自立し、生き生きとした生き方ができるよう、直面する様々な問題の相談にあたるため、相談室を設置し、女性の相談員による一般相談と弁護士等による特別相談を行っています。

◇ 女性なんでも相談室 TEL 076-231-7331

- 一般相談……月～金 9:00～17:00 (受付は 9:00～12:30、13:00～16:30)
(祝日、年末年始は除く)

※ 相談内容に応じて、より適切な専門相談機関をご紹介します場合もあります。

○ 特別相談 (予約制) (祝日、年末年始は除く)

- ・ 臨床心理士・公認心理師による相談 (第1週 水曜日) 月 1回 15:00～16:00
- ・ 弁護士による相談 (第2・第4週 水曜日) 月 2回 14:00～16:00
- ・ 社会福祉士による相談 (第3週 水曜日) 月 1回 15:00～16:00

◇ 悲しみ110番 TEL 076-233-0110

(毎週 月・水・金曜日 18:00～20:00)

身近な人との死別・離別等を体験した女性の精神ケアのためのカウンセリングを通して、前向きな生き方を支援するための相談窓口です。

石川県女性センター

〒920-0861 金沢市三社町1-44

TEL 076-234-1112 FAX 076-234-1130

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/jyoseicenter/>

(39) 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どもの虐待、いじめ、不登校など、あらゆる問題について相談に応じる機関です。

比較的軽微な内容の相談については、市町の児童相談窓口でも相談ができます。

■ 相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(連絡先)

- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
※24時間 365日受付
お住まいの地域の児童相談所につながります (通話料無料)
- 児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」
※24時間 365日受付
お住まいの地域の児童相談所につながります (通話料無料)

(専門窓口)

- 石川県中央児童相談所
〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内
TEL 076-223-9553 FAX 076-223-9556
受付時間/平日 8:30~17:45
※ 虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付については
24時間 365日対応しています。
担当区域：かほく市・内灘町・津幡町・野々市市・白山市・川北町
能美市・小松市・加賀市
- 石川県七尾児童相談所
〒926-0031 七尾市古府町そ部8
TEL 0767-53-0811 FAX 0767-53-3669
受付時間/平日 8:30~17:45
※ 虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付については
24時間 365日対応しています。
担当区域：珠洲市・能登町・輪島市・穴水町・七尾市・中能登町
志賀町・羽咋市・宝達志水町
- 金沢市児童相談所
〒921-8171 金沢市富樫3-10-1 教育プラザ富樫内

TEL 076-243-4158 FAX 076-243-1123

受付時間／平日 9:00～17:45

虐待通告（TEL 076-243-8348）は24時間365日受付

担当区域：金沢市

(40) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

○ こども家庭支援センター金沢

〒921-8105 金沢市平和町3-23-5

TEL 076-243-8341 FAX 076-243-8343

受付時間 月～金 9:00～17:30

○ ファミリーステーション いなみえん

〒922-0412 加賀市片山津温泉井6

TEL 0761-75-8889 FAX 0761-74-1461

受付時間 月～土 9:00～17:00

○ 児童家庭支援センターあすなろ

〒927-0035 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦15字1-3

TEL 0768-52-4141 FAX 0768-52-4140

受付時間 月～金 9:00～17:00

※ 緊急を要する相談は土日及び夜間も対応

○ 育松園児童家庭支援センター

〒923-0977 小松市額見町ら2番地4

TEL 0761-58-1927 FAX 0761-58-1957

受付時間 月～金 9:00～17:30

(41) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設です。

(相談窓口) 児童相談所 (P. 112 参照)

○ 自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)

何らかの理由で家に帰れなくなったり、児童養護施設や児童自立支援施設等を退所しなければならなくなった、主に中学卒業後の子ども達が、社会に出て働き生活していくために準備をする場所です。

(42) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。

■ 緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※ 都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 居住地を管轄する福祉事務所（福祉事務所一覧 P. 168）

(43) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

■ 各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

登録をした会員 なお、市町によって対象年齢等が異なります。

(登録のための窓口) 各市町のファミリー・サポート・センター

市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163)

■ 市町ファミリー・サポート・センター連絡先一覧

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ・ 金沢市ファミリー・サポート・センター
金沢市教育プラザ富樫内 | (076) 243-3410 |
| ・ 七尾市ファミリー・サポート・センター
親子ふれあいランド内 | (0767) 52-1476 |
| ・ こまつファミリー・サポート・センター
カブッキーランド内 | (0761) 58-1212 |
| ・ 輪島市ファミリー・サポート・センター
輪島市子育て支援センター | (0768) 22-8031 |
| ・ 珠洲市ファミリー・サポート・センター
珠洲市子どもセンター | (0768) 82-5479 |
| ・ 加賀市ファミリー・サポート・センター
親子ほっとステーション内 | (0761) 75-7933 |
| ・ 羽咋市ファミリー・サポート・センター
羽咋市健康福祉課 | (0767) 22-0066 |
| ・ かほく市ファミリー・サポート・センター | (076) 283-0205 |

- かほく市子ども総合センター内
- ・ 白山市ファミリー・サポート・センター (076)274-8137
白山市子育て支援センターげんきっこ
 - ・ 能美市ファミリー・サポート・センター (0761)58-6230
能美市子育て支援センター内
 - ・ 野々市市ファミリー・サポート・センター (076)248-4634
野々市市子育て支援センター菅原
 - ・ 川北町ファミリー・サポート・センター (076)277-1126
川北町住民課
 - ・ 津幡町ファミリー・サポート・センター (076)288-6276
津幡町社会福祉協議会
 - ・ 内灘町ファミリー・サポート・センター (076)238-3233
内灘町子育て支援センター
 - ・ 志賀町ファミリー・サポート・センター (0767)32-9122
志賀町住民課
 - ・ 宝達志水町ファミリー・サポート・センター (0767)28-5526
宝達志水町健康福祉課
 - ・ 中能登町ファミリー・サポート・センター (0767)72-3134
中能登町健康保険課子育て支援室
 - ・ 穴水町ファミリー・サポート・センター (0768)52-3210
穴水町子育て世代包括支援センター内
 - ・ 能登町ファミリー・サポート・センター (0768)62-8513
能登町健康福祉課

(44) 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。また、災害や事件・事故などへの対応として、スクールカウンセラー（臨床心理士等）等を派遣する事業を行っています。

石川県教育委員会学校指導課

〒920-8580 金沢市鞍月 1-1

TEL 076-225-1830 FAX 076-225-1832

ホームページ <http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/gakkou/index.html>

(45) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

(独) 日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っています。

■ 災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所等の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、保護者が学校を通じセンターに対して行い、給付金はセンターから学校等経由で児童生徒等の保護者に支払われます。

※ 共済掛金が必要です。

※ 日本スポーツ振興センター法により認められる場合に給付されます。

(窓口)

在籍する学校等にお問い合わせください。

(独) 日本スポーツ振興センターのホームページ

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

(46) 石川県交通事故相談

(組織の紹介)

交通事故から生じる諸問題について、専任の交通事故相談員が、無料で電話相談や面接相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

(支援概要)

損害賠償請求、示談交渉など交通事故全般にわたる問題について、電話及び面接による相談を受付し、問題解決のための指導や助言、必要に応じ関係機関への紹介を行っています。また、弁護士による無料相談も受けられます。

■専門窓口

○県庁1階相談コーナー TEL 076-225-1690

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

- ・電話相談及び面接相談

(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日 9:00～17:00)

- ・無料弁護士相談

(原則として偶数月第3火曜日 13:00～15:00 事前予約制)

○奥能登行政センター (のと里山空港ターミナルビル内)

〒929-2392 輪島市三井町洲衛10部11-1

- ・事前予約により相談窓口を開設します。

(土・日曜日及び祝日、年末年始を除く日)

ただし、予約がない場合は窓口を開設していません。

- ・予約電話 076-225-1690

(47) 一般財団法人 石川県交通安全協会(石川県交通安全活動推進センター)

(組織の紹介)

県知事の認可を受けた法人で、交通事故の防止・交通安全の普及啓発、交通事故に関する相談などを行い、交通事故のない安全な社会実現を図っています。

(支援概要)

交通事故の被害者や家族に対し、損害賠償手続などについて無料で相談を行っています。

■相談窓口

〒920-0209 金沢市東蚊爪町2-1 石川県警察本部運転免許センター内

- ・電話・面接どちらの相談にも応じていますが、面接を希望する場合は、事前に予約してください。
- ・受付電話 076-238-0496
- ・土・日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日 9:00～17:00

(一般財団法人) 石川県交通安全協会のホームページ

<http://www.i-annkyo.jp/>

(48) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 金沢相談所

(組織及び支援概要)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、自動車事故の損害賠償問題について、弁護士による面接相談・電話相談を無料で行っています。

■面接相談

〒920-0937 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内

- ・毎週月・金曜日 10:00～12:30 一人30分程度
- ・事前予約制 予約電話 076-221-0242

■電話相談

ナビダイヤル 0570-078325 相談料は無料、ただし通話料がかかります。

- ・土・日曜日、祝日及び年末年始は除く毎日 10:00～16:30
- ・一人10分程度 電話での回答が困難な場合、面接相談をお願いします。
- ・毎月10日（10日が土・日曜日及び祝日の場合は、休日明けの平日）は拡大電話相談の日 相談時間 10:00～19:00

(公益財団法人) 日弁連交通事故センターのホームページ

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(49) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター 金沢相談室

(組織及び支援概要)

内閣府所管の公益財団法人で、自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社（共済組合）との示談をめぐる紛争を解決するため、センターの担当弁護士が中立公正な立場に立って法律相談（和解あっ旋を前提とした相談）及び和解あっ旋を無料で行っています。

■ 窓口

〒920-0853 金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階

- ・ 事前に電話予約が必要です。
- ・ 予約電話 076-234-6650
- ・ 予約受付 土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
9:00～12:00 13:00～17:00

(公益財団法人) 交通事故紛争処理センターのホームページ

<http://www.jcstad.or.jp/>

(50) 一般社団法人 日本損害保険協会

(組織及び支援概要)

国内の損害保険会社の共同により、損害保険業の健全な発展と信頼性の向上を図ることを目的に設立された。

「そんぽADRセンター」を全国10か所に設置し、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援などを行っています。

■そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

- ・土・日曜日、祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)を除く毎日
9:15～17:00

一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ

<https://www.sonpo.or.jp/>

(51) 公益社団法人 石川被害者サポートセンター

前掲 (69 ページ参照)

(52) 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

(組織及び支援概要)

自賠償保険（共済）の保険金（共済金）の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社（共済）との間に生じた紛争に対して、適確な解決を目指して、公正な調停を行います。（無料）

■相談電話 0120-159-700

土・日曜日、祝日及び年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日
9:00～12:00 13:00～17:00

■調停（紛争処理）事業

自賠償保険・共済の保険金又は共済金の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して調停を行います。

- ・当機構に申請して、調停（紛争処理）を依頼する制度です。
公正中立で専門的な知見を有する第三者である弁護士、医師及び学識経験者で構成する紛争処理委員が、紛争処理委員会において保険会社・共済組合の保険金・共済金支払内容の妥当性について審査を行います。
- ・保険会社・共済組合は、調停結果を遵守します。
調停結果を守ることについては、自賠償保険及び自賠償共済の約款等に定めております。
- ・調停は書面による審査ですので、ご来所頂く必要はありません。また、紛争処理の審査は、原則として無料です。
- ・調停結果に納得できない場合、再度調停（紛争処理）申請はできませんが、事故の相手方や保険会社又は共済組合を相手として裁判所へ提訴することができます。

(調停手続についての問い合わせ先)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
TEL 0120-159-700

(一般財団法人) 自賠償保険・共済紛争処理機構のホームページ

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(53) 損害保険料率算出機構(自賠責損害調査センター)

(組織及び支援概要)

自賠責保険(共済)は、自動車損害賠償保障法に基づき自動車の運行による人身事故の被害者を救済することを目的としています。

損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護のため、また、公正で適正な保険金(共済金)の支払いが迅速に行われるよう、損害保険会社または協同組合(以下、損害保険会社等とします)で受け付けた自賠責保険(共済)への請求に対して、全国に設置した自賠責損害調査事務所で損害調査を行っています。

■自賠責保険(共済)の請求手続等の相談

損害保険会社の本店・支店・営業所内にある交通事故相談所や協同組合の相談窓口で相談に応じています。

■自賠責損害調査業務

自賠責保険(共済)は、国が定める「自動車損害賠償責任保険支払基準」に従って、損害保険会社等が保険金(共済金)の支払いを行っています。損害保険料率算出機構では、損害保険会社等から自賠責損害調査事務所に送られた請求書類に基づいて、公正かつ中立な立場で、事故発生状況、支払の的確性(自賠責保険(共済)の対象となる事故かどうか、また傷害と事故との因果関係など)及び発生した損害の額などに関する損害調査を行っています。

■異議申立

自賠責保険金(共済金)の支払金額(後遺障害等級)など、損害保険会社等の決定に対して異議がある場合には、損害保険会社等に対して「異議申立の手続き」を行うことができます。異議申立事案は、審査の公平性・客観性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が参加する自賠責保険(共済)審査会で審査が行われます。

制度の詳しい内容及び具体的なお手続きについては、各損害保険会社または共同組合までお問合せください。

(金沢自賠責損害調査事務所の連絡先)

〒920-0869 金沢市上堤町1-15 JRE金沢上堤町ビル6階

TEL 076-262-5244

損害保険料率算出機構のホームページ

<https://www.giroj.or.jp/>

(54) 独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)

(組織及び支援概要)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止及びその被害者への支援のために、様々な事業や情報提供等を行っています。

■支援事業

○介護料の支給

自動車事故が原因で、脳・脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動・食事及び排泄などの日常生活動作について、常時又は随時の介護が必要な方に介護料を支給しています。

(支給対象)

- ① 自賠責保険等において、一定の後遺障害等級が認定されている方
- ② 自賠責保険等において、後遺障害等級が認定されていない方で一定要件を満たす方

<支給制限>

- ・他法令に基づく施設に入所した場合や、他法令による介護料相当の給付を受けた場合
- ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円を超えると認められる場合
- ・その他

○療護施設

自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方のうち、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院である NASVA 療護センターを国内4か所に、療護センターに準じた治療と看護を行う NASVA 委託病床を国内7か所に設置・運営しています。

・対象

脳損傷で重度後遺障害（遷延性意識障害）を負った方
※急性期の方は除きます。

・入院期間

最大概ね3年
在宅介護の方の短期入所もあります。

・費用

各種保険のほか公的助成も使えます。
※自己負担額は月に4～8万円程度です。

○交通遺児等への支援サービス

自動車事故によって保護者が死亡又は重度の後遺障害となった場合で、かつ、

生活困窮の方を対象とした生活資金の無利子貸付（中学校卒業までの子弟を対象）

○NASVA交通事故被害者ホットライン

交通事故の被害に遭われ、賠償等の諸問題について困っている方に対し、NASVAが実施する事業や各種紛争処理機関・相談窓口を紹介しています。

ナビダイヤル 0570-000738

土・日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日 9:00～17:00

※支給対象、支給額及び支給制限の詳細はNASVAのホームページ参照

(NASVA石川支所)

〒920-8213 金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2階

電話番号 076-239-3207

NASVAのホームページ

<http://www.nasva.go.jp/>

(55) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織及び支援概要)

交通事故により保護者を亡くした交通遺児のため、国と民間団体の協力を得て支援を行っています。

■交通遺児育成基金事業

交通遺児（満16歳未満に限る。）が、損害保険会社などから支払われる損害賠償金などの中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込み、この資金に、国の補助金と民間からの援助金を加えて、安全・確実な運用をし、養育資金として19歳に達するまで育成給付金を支給します。

■交通遺児等支援給付事業（社会福祉事業）

中学校卒業までの交通遺児又は交通重度後遺障害を負われた方の子弟（以下「交通遺児等」という。）がいる、生活状態が困窮している家庭を対象に支援給付事業を行っています。

○越年資金

特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、少しでも明るい新年を迎えられるよう生活資金を給付します。

○入学支度金

特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、子弟が小学校又は中学校に入学する時に支度金を給付します。

○進学等支援金

特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、子弟が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学又は就職する場合に支援金を給付します。

○緊急時見舞金

特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭の被災や、ご不幸に際して見舞金を送ります。

※事業内容の詳細は、（公益財団法人）交通遺児等育成基金のホームページ参照
（問い合わせ先（事務局））

0120-16-3611 又は 03-5212-4511

（公益財団法人）交通遺児等育成基金のホームページ

<http://www.kotsuiji.or.jp/>

(56) 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織及び支援概要)

交通事故により死亡した方や著しい後遺障害が残った方の子女のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学費等について支援をしています。

■奨学金の貸与（大学等は一部給付制度があります）

高校・大学・大学院・専修学校・各種学校等で学ぶための奨学金を無利子で貸与しています。

■奨学生の指導・育成

同じ境遇の親子が一堂に会し、進路・悩み・夢などを語り合う場「つどい」を設置しています。また、当面する問題を、奨学生・保護者・本会職員で個別に話し合う場も設けています（高校奨学生向け）。

■学生寮「心寮」の運営

地方出身の方も、経済的・精神的に安心して大都市圏の大学などに通えるように、学生寮「心寮」を東京と関西に開設しています。

■修学支援金の給付

心塾に在籍せず賃貸住居に居住し、自宅外から通学する当会奨学生（高校奨学生を除く。）に対し、月額1万5千円の家賃補助を行っています。

また、自動車運転免許取得費の半額補助（上限15万円）や受験費用の補助（高校3年生向け、上限5万円）も行っています。

(問い合わせ先)

TEL 03-3556-0771 03-3556-0773（フリーダイヤル）0120-521286

土・日曜日、祝日、年末年始及び創立記念日（5月2日）を除く毎日 9:00～17:30

(公益財団法人) 交通遺児育英会のホームページ

<https://www.kotsuiji.com/>

(57) 北陸交通災害等遺児をはげます会

(組織の紹介)

交通事故により、一家の経済的支柱を失った遺児に対して、各種の援助を行う民間団体です。

現在は、犯罪被害者及び交通事故、労働災害の遺児を援助の対象としています。

■ 給付金等

- 特別援護金（満18歳に達し登録遺児から除外される時）……………70,000円
- 小・中学入学、卒業祝い金（小・中学入学及び中学卒業時）……………30,000円
- 進級祝い金（小・中・高の進学時及び未就学児）……………10,000円
- 夏の手当て（夏休みの校外活動の補助）……………10,000円
- 冬の手当て（年末の補助）……………10,000円
- 事故死者遺児見舞金（遺児登録時）……………10,000円

■ 公益信託北陸交通災害等遺児奨学基金

石川県内の高等学校及び高等専門学校（1～3学年）に在学する生徒（交通等災害遺児）に対し、奨学金を給付します（返還不要）。

北陸交通災害等遺児をはげます会（事務局）

〒920-0964 金沢市本多町3-2-1 北陸放送会館内

詳細は事務局にお問合せください。

TEL 076-262-8111（内線 653）・直通 076-262-8656

(58) 石川県高次脳機能障害相談・支援センター(石川県リハビリテーションセンター)

(組織及び支援概要)

交通事故等を原因とした高次脳機能障害のある方や家族の相談に応じ、地域で安心して暮らせるように、医療・福祉・就労・教育等の関係機関と連携し支援を行っています。

■相談・支援事業

○高次脳機能障害に関する医療・福祉サービスの利用・療養・就学や就労などの相談（無料）

・保健師、作業療法士等が相談に応じます。

(相談方法) ①電話、メール ②面接（事前に予約が必要です。）

電話相談：月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:30

面接相談：月～金曜日 8:30～17:15（予約制）

○当事者・家族向けの教室、情報の発信等

(連絡先等)

〒920-0353 金沢市赤土町ニ 13-1 石川県リハビリテーションセンター内
(石川県済生会金沢病院となり)

TEL 076-266-2188 FAX 076-266-2864

石川県高次脳機能障害相談・支援センターのホームページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/koujinou/>

(59) 公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター

(組織の紹介)

石川県公安委員会の指定を受けた公益法人であり、暴力団員による不当な行為や被害の防止等を図り、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的としています。

■ **暴力相談活動**

(支援概要)

面接・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。

■ **見舞金の支給・入院費用等の貸付け**

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給等を行っています。

■ **暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動**

(支援概要)

暴力団事務所明渡し訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付けを行っています。

(公財) 石川県暴力追放運動推進センター

〒921-8105 金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎

TEL 076-247-8930 FAX 076-247-4004

月～金（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）8:30～17:00

(60) 消費生活支援センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関するトラブルの相談や悪質商法による被害の解決に向けてのお手伝いなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

■ 相談業務（電話又は来所）

(支援概要)

悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行うほか、消費者被害防止のための情報提供などを行っています。

◇ 石川県消費生活支援センター

〒920-0968 金沢市幸町 12 番 1 号 石川県幸町庁舎 3 階

TEL 076-255-2120 FAX 076-255-2397

利用時間：平日 9:00～17:00、土曜日 9:00～12:30（日・祝日・年末年始を除く）

◇ 金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907 金沢市青草町 88 番地 近江町いちば館 5 階

TEL 076-232-0070 FAX 076-260-6730

利用時間：平日、毎月第 3 日曜日 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇ 消費者ホットライン

188（局番なし）

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります。

（受付時間は、相談窓口ごとに異なります。）

(61) 公益社団法人 金沢こころの電話

(組織の紹介)

青少年の自殺予防を目的として、昭和 50 年に設立された団体です。今では、あらゆる年代からの様々なこころの悩みに応じています。

■ 相談業務

(支援概要)

青少年から高齢者まで及びその家族のこころの悩みについて、カウンセリングの訓練を受けた相談員が電話で相談に応じます。

○ 相談電話・相談時間帯

・「金沢こころの電話」 TEL 076-222-7556

・「シルバーこころの電話」(高齢者相談) TEL 076-260-7272

月～水曜日……………18:00～21:00

木、金曜日……………18:00～23:00

土曜日……………15:00～23:00

日曜日……………9:00～23:00

祝日・振替休日

〔月～水曜日……………9:00～21:00

〔木～土曜日……………9:00～23:00

(年末年始を除く)

※ 受付は各終了時間の 15 分前まで

(62) 全国健康保険協会 石川支部

(組織の紹介)

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（旧政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成 20 年 10 月 1 日、新たに全国健康保険協会が設立され、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、退職後の任意継続の手続き、レセプトの点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

■ 高額療養費制度

(支援概要)

医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しを行います。

また、事前に医療費が高額になると予想される場合には、「限度額適用認定証」の発行手続きをすることで、医療機関の窓口での医療費の支払いを一定額までに抑えることができます。

■ 高額療養費の貸付制度

(支援概要)

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付を行います。

※ 交通事故や暴力行為等による負傷について、健康保険証を使用して治療を受ける場合に、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要となります。
詳しくは協会けんぽへお問い合わせください。

全国健康保険協会（協会けんぽ）石川支部

〒920-8767 金沢市南町 4-55 WAKITA 金沢ビル 9 階

TEL 076-264-7200

6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※ 支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先) 犯罪被害者支援団体

- ・公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- ・法テラス石川 (P. 67)
- ・石川県生活環境部生活安全課 (P. 47)
- ・石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (TEL 076-225-0110 代表)
又は、各警察署の警務課被害者支援係 (警察署等一覧 P. 165)
- ・各市町の犯罪被害者等総合窓口 (担当部局) (P. 162)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じ医療機関の紹介などを行います。

機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

- ・石川県こころの健康センター (P. 95)
- ・保健所 (健康推進課の精神保健福祉担当) (P. 97)
- ・市町保健センター (P. 97)
- ・公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- ・石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (P. 59)
又は、各警察署の警務課被害者支援係 (警察署等一覧 P. 165)
- ・公益社団法人 金沢こころの電話 (P. 134)
- ・悲しみ 110 番 (P. 111)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

交通事故被害者遺族等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) 公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)

(3) 生活上の問題

① 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

- ・総合労働相談コーナー (P. 104)
- ・法律相談・・・金沢弁護士会 (P. 80)

★個別労働関係紛争の調整 (あっせん)

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんを行います。

(連絡先)

- ・石川県労働委員会 TEL 076-225-1881
〒920-8580 金沢市鞍月 1-1

働かなければならないが、就職先がみつからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

- ・ハローワーク (公共職業安定所) (P. 102)

★公的職業訓練 (ハロートレーニング)

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練をあっ旋しています。

主に雇用保険受給者を対象とする「公共職業訓練」と主に雇用保険受給者以外を対

象とする「求職者支援訓練」があります。

また、雇用保険を受給できない方が、一定の要件を満たせば、給付金を受給しながら訓練を受講できる場合があります。

(連絡先)

- ・ハローワーク（公共職業安定所）（P. 102）
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部（P. 104）
- ・公共職業能力開発施設（P. 105）

★訓練手当

雇用保険を受給できない母子家庭の母・父子家庭の父等が公的職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

- ・福祉事務所（P. 168）

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

- ・石川県母子・父子福祉センター TEL 076-264-0503（P. 54）
〒920-0861 金沢市三社町 1-44 石川県女性センター 5階
- ・市町の支援業務実施状況一覧（P. 163）

★母子家庭等自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、支援対象者の個別の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先) 市町（P. 54）

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母・父子家庭の父が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、全期間(上限4年)、毎月一定額を支給します。なお、入学準備金や就職準備金の貸付も行っています。(次事業参照)

(連絡先) 福祉事務所（P. 168）

★高等職業訓練促進資金貸与事業

(支援概要)

母子家庭の母・父子家庭の父が経済的自立に効果的な看護師等の資格取得を目指す場合に、就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・高等職業訓練促進給付金の支給を受けていること

(相談窓口)

(公財) 石川県母子寡婦福祉連合会

★ひとり親家庭住居費支援事業

(支援概要)

就業等に向け、意欲的に取り組む母子家庭の母・父子家庭の父に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図ります。

(対象要件等)

- ・児童扶養手当の支給を受けていること
- ・自立支援プログラムを策定し、自立に向けた取り組みを行っていること

(相談窓口)

(公財) 石川県母子寡婦福祉連合会

★自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法の規定による指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母・父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 市町 (P. 53 参照)

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 144 「④子育てに伴う問題 (経済的支援以外)」を参照してください。

② 不本意な転居など住居の問題

自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★公営住宅への一時入居

犯罪被害により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を一時的に使用できる場合があります。

(連絡先)

- ・ 県営住宅 石川県土木部建築住宅課 (P. 47)
- ・ 市町営住宅 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊費用を負担します。

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (P. 61)

又は、各警察署の事件担当課 (警察署等一覧 P. 165)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居 (優遇措置)

犯罪被害により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、優遇措置を受けることができます場合があります。

(連絡先)

- ・ 県営住宅 石川県土木部建築住宅課 (P. 47)
- ・ 市町営住宅 市町 (市町の支援業務実施状況一覧 P. 163, 市町一覧 P. 161)

③ 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (P. 59)

又は、各警察署の警務課 (警察署等一覧 P. 165)

★国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外における故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、弔慰金又は見舞金を支給します。

(連絡先) 石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (P. 60)

★ 犯罪被害者等見舞金

(支援概要)

犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の家族、または重傷病を負った被害者に対して見舞金を支給する制度です。(P. 49)

(相談窓口) 市町 (県・市町 犯罪被害者等総合窓口 (担当部局) 一覧 P. 162)

★奨学金給与

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

（連絡先）公益財団法人 犯罪被害救援基金（P. 70）

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

（連絡先）労働基準監督署（P. 101）

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校等の管理下における児童または生徒等。の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

（連絡先）

- ・通学先の小学校・中学校等
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（P. 118）

★民間団体による援助活動

交通事故・犯罪被害・一般事故等により、一家の働き手を失った遺児に対し、特別援護金等の支給を行っています。

（連絡先）北陸交通災害等遺児をはげます会（P. 130）

★一時金の支給

交通、労働、地震等の災害により父又は母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

（連絡先）交通災害等遺児すこやか資金（P. 96 参照）

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しを行います。

また、事前に医療費が高額になると予想される場合には、「限度額適用認定証」の発行手続きをすることで、医療機関の窓口での医療費の支払いが一定額までとなります。

（連絡先）

- ・協会管掌健康保険・・・全国健康保険協会 石川支部（P. 135 参照）
- ・組合健保・・・健康保険組合

- ・国民健康保険・・・市町担当課（市町一覧 P. 161）
- ・後期高齢者医療保険・・・市町担当課（市町一覧 P. 161）
- ・各種共済保険・・・各共済組合
かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

（連絡先）

- ・協会管掌健康保険・・・全国健康保険協会 石川支部（P. 135 参照）
- ・組合健保・・・健康保険組合
- ・国民健康保険・・・市町担当課（市町一覧 P. 161）
- ・各種共済保険・・・各共済組合
かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。

控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

（連絡先）各税務署（税務署一覧 P. 167）

★自立支援医療制度

精神通院医療（通院による精神医療を続ける必要がある方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）にかかる医療費の自己負担額が原則 1 割に軽減されます。

（連絡先）

- ・精神通院医療、育成医療、更生医療・・・市町（P. 51 参照，市町一覧 P. 161）

★心身障害者医療費助成制度

重度心身障害のある方（児）が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

（連絡先）市町（P. 53 参照，市町一覧 P. 161）

★乳幼児医療費公費負担制度

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について、助成を受けることができます。

（連絡先）市町（P. 51 参照，市町一覧 P. 161）

★ひとり親家庭等医療費公費負担制度

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童が、医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

(連絡先) 市町 (P. 52 参照, 市町一覧 P. 161)

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。

離職者等の自立を支援する総合支援資金や一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金等があります。

(連絡先) 社会福祉協議会 (P. 98 参照, 社会福祉協議会一覧 P. 169)

★児童扶養手当

父母の離婚等、父または母が実質的に不在の家庭等で、18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を監護する父または母、又は養育する者に対して支給します。

(連絡先) 市町 (P. 55 参照, 市町一覧 P. 161)

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母、父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先) 福祉事務所 (P. 52, P. 96 参照, 福祉事務所一覧 P. 168)

★寡婦・ひとり親控除

現に婚姻をしていない方、配偶者と死別若しくは離婚をした後婚姻をしていない方、又は、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に、一定額の税が控除されます。

(連絡先) 各税務署 (税務署一覧 P. 167)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先) 市町 (P. 55 参照, 市町一覧 P. 161)

④ 子育てに伴う問題(経済的支援以外)

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先)

- ・市町 (P. 49 参照, 市町一覧 P. 161)
- ・児童相談所 (P. 112)
- ・児童家庭支援センター (P. 113)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先) ファミリー・サポート・センター (P. 116)

子どもを預けたい

★一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

(連絡先) 市町 (P. 56 参照, 市町一覧 P. 161)

★トワイライトステイ、ショートステイなど

様々な事情から児童の養育が困難になった場合や保護者の仕事等が夜間にわたる場合に、養護施設等で一時的に児童の養育・保護を行います。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

- ・市町 (P. 56 参照, 市町一覧 P. 161)
- ・療育困難が長期にわたる場合・・・児童相談所 (P. 112)

⑤ 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を

持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

- ・市の福祉事務所、町の福祉担当課又は県の保健福祉センター（P. 96, 市町一覧 P. 161）
- ・社会福祉協議会（P. 98 参照，社会福祉協議会一覧 P. 169）
- ・地域包括支援センター（P. 99 参照，市町一覧 P. 161）

⑥ 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

- ・石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室
又は、各警察署の警務課（警察署等一覧 P. 165）
- ・金沢弁護士会（P. 80）
- ・法テラス石川（P. 67）
- ・公益社団法人石川被害者サポートセンター（P. 69）

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）」（連絡先：TEL 03-5212-7333、FAX 03-5212-7330）に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」（FAX 03-3291-1220）に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

- ・金沢弁護士会（P. 80）
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介・・・法テラス石川（P. 67）
- ・人権相談・・・法務局（P. 89）

(4) 加害者等に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★地域警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 石川県警察本部地域課（P. 58）

又は、各警察署の事件担当課（警察署等一覧 P. 165）

★再被害防止

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(連絡先) 石川県警察本部刑事企画課 (P. 62)

又は、各警察署の事件担当課 (警察署等一覧 P. 165)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度 (P. 148) とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定時期等を通知します。

(連絡先) 県内の各検察庁 (P. 76 参照, 検察庁一覧 P. 166)

加害者がどうなったのか知りたい

P. 148 「事件に関する情報を知りたい」参照

加害者の処分について意見を言いたい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や事件に関する意見を述べるすることができます。

(連絡先)

- ・成人の刑事事件・・・県内の各検察庁 (P. 77 参照, 検察庁一覧 P. 166)
- ・少年事件・・・県内の各家庭裁判所 (P. 74 参照, 裁判所一覧 P. 166)
- ・法テラス石川 (P. 67, P68)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

- ・県内の各検察庁 (P. 78 参照, 検察庁一覧 P. 166)
- ・法テラス石川 (P. 67)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

(連絡先)

- ・名古屋矯正管区 (P. 82)
- ・金沢刑務所 (P. 83)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

- ・中部地方更生保護委員会 (P. 86)
- ・金沢保護観察所 (P. 87)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

- ・金沢保護観察所 (P. 87)

(5) 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

- ・法テラス石川 (相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談 (予約制) を行っています。) (P. 67)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)
- ・公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- ・金沢地方検察庁 (P. 76)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。

弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

- ・法テラス石川 (P. 67)

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述での出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

- ・公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- ・検察庁 (法廷のみ) (P. 76)
- ・法テラス石川 (P. 67)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)
- ・(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 74)

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報 (逮捕・処分等) を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

- ・石川県警察本部県民支援相談課 被害者支援室 (P. 58)
又は、各警察署の事件担当課 (警察署等一覧 P. 165)
- ・海上での事件、事故については、海上保安部署 (P. 65)

★被害者等通知制度

刑事事件の処分結果や刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況等をお知らせします。

少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

- 処分結果
 - 成人の刑事事件・・・・・・・・・・県内の各検察庁 (P. 166)
 - 少年事件の審判結果・・・・・・・・・・県内の家庭裁判所 (P. 166)
- 加害者の受刑中の刑務所における処遇状況等
 - 成人の刑事事件・・・・・・・・・・県内の各検察庁 (P. 166)
 - 審判結果が「少年院送致」の少年事件・・金沢少年鑑別所 (P. 84)
 - 審判結果が「保護観察」の少年事件・・金沢保護観察所 (P. 87)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑

事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年となっています。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(連絡先) 事件を取り扱った検察庁(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

- ・ 県内の検察庁一覧 (P. 166)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(前記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」P. 78 参照)の被害者の方々については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者の方々についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先)

- ・ 事件を取り扱った検察庁 県内の検察庁一覧 (P. 166)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害等を受けた場合を含む)・少年事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーしたりすることができます。

少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

- ・ 公判記録(公判係争中)・・・県内の各地方裁判所・簡易裁判所 (P. 166)
- ・ 公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害者等)・県内の各検察庁 (P. 166)
- ・ 少年事件の記録・・・県内の各家庭裁判所 (P. 166)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

- ・ 県内の家庭裁判所 (P. 166)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

- ・ 県内の家庭裁判所 (P. 166)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

- ・ 県内の家庭裁判所 (P. 166)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。
少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や事件に関する意見を述べるすることができます。

(連絡先)

- ・ 成人の刑事事件・・・県内の各検察庁 (P. 166)
- ・ 少年事件・・・県内の各家庭裁判所 (P. 166)
- ・ 法テラス石川 (P. 67)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

- ・ 県内の各検察庁 (P. 166)
- ・ 法テラス石川 (P. 67)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定

の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

- ・法テラス石川 (P. 67)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(国選被害者参加弁護士)を選定することを、(法テラスを経由し)裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

- ・法テラス石川 (P. 67)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

- ・法テラス石川 (P. 67)
- ・各市町の無料法律相談 (P. 57)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)
- ・公益社団法人石川被害者サポートセンター (P. 69)
- ・石川県司法書士会 (P. 81)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

- ・法テラス石川 (P. 68)
- ・金沢弁護士会 (P. 80)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

- ・ 金沢地方裁判所及び同支部 (P. 166)
- ・ 法テラス石川 (P. 67)
- ・ 金沢弁護士会 (P. 80)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者の方に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先) 県内の各検察庁 (P. 166)

(資料1)

犯罪被害申告票

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要について知っておいてほしいことがあればご自由にお書きください。

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式 (表)

受理年月日	平成 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日 被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障害の程度）：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

※ 本様式は、個人情報に関する法律または条例等に基づく管理体制にある機関・団体において活用するものとする。

犯罪被害者等の要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他				
特記事項（相談にあたって配慮してほしいことなど）				

【用語等索引】

(資料3)

<ア行>

意見陳述・・・9, 10, 71, 74, 77, 146, 148, 150
意見等聴取制度・・・86, 147
遺産相続・・・19
いしかわ妊娠相談ダイヤル・・・27
いじめ 110 番・・・63, 64
遺族基礎年金・・・20, 49, 163
遺族厚生（共済）年金・・・20
一時預かり事業・・・56, 144, 163
一時避難場所・・・61, 62, 140
一時保護・・・30, 35, 107, 108, 110, 112, 115
医療費控除・・・140
うつ病・・・4, 22, 25

<カ行>

確定記録の閲覧・・・77, 148
悲しみ 110 番・・・111, 136, 170
寡婦・ひとり親控除・・・143
緊急避妊・・・26, 60, 61, 100, 109
禁止命令・・・33, 62
警告・・・33, 62
刑事裁判への参加・・・72, 77, 78, 146, 149, 150, 151
刑事和解・・・74
検視・・・18
権利擁護業務・・・99
こころの相談ダイヤル・・・94
公営住宅への一時入居・・・48, 139, 163
公営住宅への優先入居・・・47, 140, 163
高等職業訓練促進給付金・・・52, 53, 138, 139, 163
高額療養費・・・52, 54, 135, 141, 142
公判記録の閲覧・コピー・・・79, 149
交通災害等遺児すこやか資金・38, 95, 141
国外犯罪被害弔慰金等支給制度・・・19, 22, 60, 140
子どもの人権 110 番・・・89

<サ行>

- 災害共済給付・・・118, 141
- 再被害防止・・・33, 36, 62, 76, 146
- 事件記録の閲覧・コピー・・・71, 74, 76
- 自助グループ・・・70, 137, 160
- 児童手当・・・55, 163
- 児童扶養手当・・・53, 55, 139, 143, 163
- 司法解剖・・・19, 60, 65
- 死亡診断書（死体検案書）・・・18
- 住民票の写しの交付等の制限・・・31, 33, 36, 57, 163
- 障害基礎年金・・・23, 50, 163
- 障害厚生（共済）年金・・・20, 23
- 障害児福祉手当・・・24, 55, 163
- 障害者控除・・・23
- 奨学金・・・20, 38, 70, 129, 130, 141
- 証言・・・7, 27, 72, 148
- 職業訓練・・・105, 137, 138
- ショートステイ・・・56, 144, 163
- 女性の人権ホットライン・・・90
- 自立支援給付費・・・51, 163
- 自立支援医療制度・・・51, 142, 163
- 自立支援教育訓練給付金事業・・・53, 139, 163
- 心情等伝達制度・・・87, 147
- 身体障害者手帳・・・23, 50, 51, 142, 163
- 心身障害者医療費助成制度・・・53, 142, 163
- 診断書・・・22, 29, 37, 50, 51, 60, 61
- 審判結果の通知・・・74, 148, 150
- 審判状況の説明・・・75, 150
- スクールカウンセラー・・・118
- 生活福祉資金・・・98, 143, 163
- 生活保護制度・・・95, 163
- 精神障害者保健福祉手帳・・・51, 163
- 政府保障事業・・・38
- 接近禁止命令・・・30, 48
- 損害賠償・・・5, 7, 8, 13, 37, 38, 59, 72, 73, 77, 79, 81, 119, 120, 121, 125, 128, 132, 149, 151, 153, 155

そんぽADRセンター・・・122

<タ行>

退去命令・・・30, 48
直接支援・・・39, 69, 160
付添い・・・26, 27, 65, 66, 69, 76, 148
DVホットライン・・・110
電話等禁止命令・・・30
特定感染症検査・・・26, 96, 163
特別児童扶養手当・・・23, 55, 163
特別障害者手当・・・22, 50, 163
トワイライトステイ・・・56, 144, 163

<ナ行>

二次被害・・・6, 67
日弁連委託援助・・・67, 147, 150
乳幼児医療費公費負担制度・・・51, 142, 163
妊娠 110 番・・・29

<ハ行>

パニック障害・・・4, 25
犯罪被害申告票・・・12, 13, 153
犯罪被害給付制度・・・39, 59, 140, 160
犯罪被害者等給付金・・・19, 22, 68
犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担制度・・・20, 61
犯罪被害者等支援主任者・・・65
犯罪被害者支援ダイヤル・・・67, 68, 160
被害回復給付金支給制度・・・78, 152
被害者参加・8, 9, 67, 72, 77, 78, 146, 149, 150, 151
被害者支援員・・・27, 39, 76
被害者等通知制度・・・39, 76, 84, 85, 86, 87, 146, 148
被害者の手引・・・58
被害者ホットライン（検察庁）・・・76, 79, 160, 166
被害者連絡制度・・・58, 65, 148
被害少年・・・62, 171
ひとり親家庭等医療費公費負担制度・・・52, 143, 163

POLICE HELP LINE・・・64
P T S D・・・4, 22, 25, 34, 47, 51, 59, 96
ビデオリンク・・・27
不起訴記録の閲覧・・・77, 149
福祉サービス・・・50, 98, 131, 163
傍聴・・・7, 9, 10, 71, 72, 75, 148, 149
暴力110番・・・24, 64
保護命令・・・30, 55, 57, 107, 110, 151
母子家庭等就業・自立支援事業・・・54, 138, 163
母子父子寡婦福祉資金貸付金・・・52, 143, 163
母子家庭等自立支援プログラム策定等事業・・・54, 138

<マ行>

民事法律扶助・・・68, 147, 151, 160
無言電話・・・30, 32, 33

<ヤ行>

ヤングテレホン・・・63, 64
要保護及び準要保護児童生徒援助費・・・55, 143, 163

<ラ行>

労災保険・・・101, 141

7. 県・市町・関係機関等連絡先一覧

(1) 犯罪被害者等支援の主な相談窓口

■ 犯罪被害者等についての総合的な相談

相談内容	名称	連絡先(電話)	受付時間	掲載頁
犯罪被害者等の全般的な相談及び具体的な相談窓口の紹介等	石川県生活環境部 生活安全課	076-225-1387	8:30～ 17:45	P.47
犯罪被害者や家族、遺族の方からの各種相談	石川県警察本部 県民支援相談課 被害者支援室	(代表) 076-225-0110	9:00～ 17:45	P.58
被害相談、事件に関する問合せ	金沢地方検察庁 被害者ホットライン	TEL・FAX 076-221-3573	8:30～ 17:15	P.76
捜査や裁判の流れなど制度の紹介、犯罪被害者支援に対する機関・団体の相談窓口や精通弁護士の紹介、民事法律扶助	日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714 (令和4年4月 1日以降は 0120-079714)	(月～金) 9:00～ 21:00 (土) 9:00～ 17:00	P.67
	日本司法支援センター 石川地方事務所 (法テラス石川)	050-3383-5477	(月～金) 9:00～ 17:00	

◇ 犯罪被害者等支援団体

区分	団体の名称	主な支援内容	受付時間	掲載頁
犯罪被害者支援団体、全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援組織	公益社団法人 石川被害者サポートセンター TEL 076-226-7830 (相談電話)	[殺人、傷害、性暴力、交通事故、DV・ストーカー等] 電話相談、面接相談、直接支援、法律相談、心理相談、自助グループ支援、情報提供(犯罪被害給付制度ほか)、犯罪被害者理解のための講演活動(命の大切さを学ぶ教室)	(月～金) 10:00～ 16:00	P.69

(2) 市町一覧

市町名	〒	所在地	代表電話	執務時間
金沢市	920-8577	金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2111	9:00～ 17:45
七尾市	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-1111	8:30～ 17:15
小松市	923-8650	小松市小馬出町91番地	0761-22-4111	8:30～ 17:15
輪島市	928-8525	輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1157	8:30～ 17:15
珠洲市	927-1295	珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-2222	8:30～ 17:15
加賀市	922-8622	加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-1111	8:30～ 17:15
羽咋市	925-8501	羽咋市旭町ア200番地	0767-22-1111	8:30～ 17:15
かほく市	929-1195	かほく市宇野気二81番地	076-283-1111	8:30～ 17:15
白山市	924-8688	白山市倉光二丁目1番地	076-276-1111	8:30～ 17:15
能美市	923-1297	能美市来丸町1110番地	0761-58-1111	8:30～ 17:15
野々市市	921-8510	野々市市三納一丁目1番地	076-227-6000	8:30～ 17:15
川北町	923-1295	能美郡川北町字壱ツ屋174番地	076-277-1111	8:30～ 17:15
津幡町	929-0393	河北郡津幡町字加賀爪二3番地	076-288-2121	8:30～ 17:15
内灘町	920-0292	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-1111	8:30～ 17:15
志賀町	925-0198	羽咋郡志賀町末吉千古1番地1	0767-32-1111	8:30～ 17:15
宝達志水町	929-1492	羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-3111	8:30～ 17:15
中能登町	929-1792	鹿島郡中能登町末坂9部46番地	0767-74-1234	8:30～ 17:15
穴水町	927-8601	鳳珠郡穴水町字川島ウ174番地	0768-52-0300	8:30～ 17:15
能登町	927-0492	鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-1000	8:30～ 17:15

※ 土・日・祝日・年末年始は除く

(3) 県・市町 犯罪被害者等総合窓口(担当部局)一覧

市町名	担当課	電話・FAX	支援総合窓口	電話・FAX	備考
石川県	生活安全課	TEL 076-225-1387	同 左	同 左	
		FAX 076-225-1389			
金沢市	ダイバーシティ 人権政策課	TEL 076-220-2095	同 左	同 左	
		FAX 076-260-1178			
七尾市	総務課	TEL 0767-53-1111	同 左	同 左	
		FAX 0767-52-0374			
小松市	くらしあんしん 相談センター	TEL 0761-24-8070	同 左	同 左	
		FAX 0761-23-0294			
輪島市	防災対策課	TEL 0768-23-1157	同 左	同 左	
		FAX 0768-22-9220			
珠洲市	総務課 危機管理室	TEL 0768-82-7725	同 左	同 左	
		FAX 0768-82-5685			
加賀市	危機対策課	TEL 0761-72-7890	同 左	同 左	
		FAX 0761-72-6250			
羽咋市	環境安全課	TEL 0767-22-7137	同 左	同 左	
		FAX 0767-22-0240			
かほく市	防災環境対策課	TEL 076-283-7124	同 左	同 左	
		FAX 076-283-1115			
白山市	地域安全課	TEL 076-274-9537	同 左	同 左	
		FAX 076-274-9535			
能美市	生活環境課	TEL 0761-58-2217	同 左	同 左	
		FAX 0761-58-2292			
野々市市	総務課	TEL 076-227-6051	同 左	同 左	
		FAX 076-227-6255			
川北町	総務課	TEL 076-277-1111	同 左	同 左	
		FAX 076-277-1748			
津幡町	総務課	TEL 076-288-2120	同 左	同 左	
		FAX 076-288-6358			
内灘町	総務課	TEL 076-286-6720	同 左	同 左	
		FAX 076-286-0617			
志賀町	環境安全課	TEL 0767-32-9321	同 左	同 左	
		FAX 0767-32-3933			
宝達志水町	総務課危機管理室	TEL 0767-29-8140	同 左	同 左	
		FAX 0767-29-4623			
中能登町	総務課	TEL 0767-74-1234	同 左	同 左	
		FAX 0767-74-1300			
穴水町	管理課	TEL 0768-52-3770	同 左	同 左	
		FAX 0768-52-3797			
能登町	総務課危機管理室	TEL 0768-62-8533	同 左	同 左	
		FAX 0768-62-4506			

(4) 市町の支援業務実施状況一覧

対 象	支 援 業 務	支 援
全般	犯罪被害者等への相談業務	犯罪被害者等の相談に応じ、求めている支援に対し、関係機関・
傷害・遺族	傷害(遺族)見舞金の支給	犯罪行為により傷害を受けた人又は亡くなられた人の遺
遺族	死亡届	死亡の届出を受理し、埋火葬許可証を発行
遺族	年金(国民年金)の異動届	国民健康保険・国民年金の異動届を受理
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格者
障害が残った被害者	特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害があるため、常時特別の介
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により手帳
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	国民年金加入中に病気やケガがもとで一定以上の障害
障害が残った被害者(子ども)	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害がある児童を家庭で監護、養育し
障害が残った被害者(子ども)	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害があるため、常時介護を必
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	無料・匿名でのHIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒
DV・ストーカー行為等	住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付の制限	DV、ストーカー行為等の被害者の住民票等を加害者が
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	子ども虐待を発見した場合の通告を受けての対応
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方に、本人の申請又は家族等の代理
医療	自立支援給付費	身体・知的・精神の種類に関わらず、障害のある方であれば、
医療	自立支援医療制度	精神通院医療、育成医療、更生医療にかかる費用の自
医療	心身障害者医療費助成制度	重度心身障害のある方(児)が医療保険による診察を受
乳幼児医療	乳幼児医療費公費負担制度	児童が医療保険による診察を受けた場合、その自己負
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭や父母のいない児童を養育している者の
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉貸付金	ひとり親家庭の父母やその児童に対する経済的自立、
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の父母が看護師等、経済的自立に効果的
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母に受
ひとり親家庭等の支援	母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター等における一貫した
ひとり親家庭等の支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭の個別の実情に応じた自立支援プログラムを
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	ひとり親家庭の父母母子家庭の母等に対し、一定額を支給
子育て支援	児童手当	児童を養育している方に対し、一定額を支給
就学支援(教育委員会)	要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学
子育て支援	一時保育(一時預かり事業)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が身体上・精神上の理由で家庭で児童を養護で
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が仕事上の理由により夜間休日不在で児童を養
法律相談	無料法律相談	弁護士や司法書士による無料の法律相談
医療・保健	福祉全般の相談、生活保護制度	生活保護等福祉全般の相談業務等
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	身体的・精神的な健康に関して相談に応じ、必要に応じ
医療・福祉	健康相談(市町保健センター)	保健師、看護師、栄養士等の専門職員による健康相談
医療・保健	総合相談・支援業務(市町社会福祉協議会)	福祉サービスの提供、生活福祉資金の貸付、日常生活
医療・保健	高齢者等を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	高齢者等の総合相談支援、権利擁護、介護予防等
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	市町が設置・運営する会員制の育児支援ネットワーク
住宅の問題	公営住宅への一時入居(目的外使用)	犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合の
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇措置)	犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合の優

[○ は実施 - は該当なし]

内 容 等	① 金 沢 市	② 七 尾 市	③ 小 松 市	④ 輪 島 市	⑤ 珠 洲 市	⑥ 加 賀 市	⑦ 羽 咋 市	⑧ か ほ く 市	⑨ 白 山 市	⑩ 能 美 市	⑪ 川 北 町	⑫ 野 々 市 市	⑬ 津 幡 町	⑭ 内 灘 町	⑮ 志 賀 町	⑯ 宝 達 志 水	⑰ 中 能 登 町	⑱ 穴 水 町	⑲ 能 登 町
団体の支援に関する情報提供や助言、連絡調整を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
族に傷害(遺族)見舞金を支給する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
が亡くなったとき、その妻又は子に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
護を必要とする在宅の20歳以上の方に給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
を交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
が残った場合に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ている父母等に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
要とする在宅の児童に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
血清検査	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
請求しても交付しないようにする等の支援措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請により手帳を交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護や就労支援など様々なサービスが受けられます	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
己負担額を原則1割に軽減	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
けた場合、その自己負担額を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
負担額を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保険診察にかかった医療費の一部を負担	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童の就学等に必要な資金の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
な資格を取得するため給付金等を支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
講料の一部を支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就業支援サービスの提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
策定し、ハローワーク等と連携した就業支援を実施	○	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
校給食費等を就学援助費として支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乳児又は幼児を一時的に預かる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
きなくなった場合に一時的に養護・保護を行う	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
育困難となった場合の保護等を行う	○	○	○	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
適切な医療機関への紹介等を行う	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
の自立支援等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一時的な使用	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先入居(優遇措置)	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○

(5) 警察署等一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	備考
石川県警察本部	920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110	
金沢中警察署	920-0993	金沢市下本多町六番丁15番地1	076-222-0110	
金沢東警察署	920-0842	金沢市元町2丁目15番1号	076-253-0110	
金沢西警察署	920-0336	金沢市金石本町11番地1	076-266-0110	
大聖寺警察署	922-0816	加賀市大聖寺東町1丁目1番地	0761-72-0110	
小松警察署	923-0802	小松市上小松町乙163番地の1	0761-22-0110	
能美警察署	923-1124	能美市三道山町28番地	0761-57-0110	
白山警察署	924-0865	白山市倉光九丁目11番地1	076-216-0110	
津幡警察署	929-0325	河北郡津幡町字加賀爪又40番地の3	076-289-0110	
羽咋警察署	925-8567	羽咋市旭町120番地4	0767-22-0110	
七尾警察署	926-0852	七尾市小島町九部4番地5	0767-53-0110	
輪島警察署	928-0011	輪島市杉平町鬼田1番地の4	0768-22-0110	
珠洲警察署	927-1215	珠洲市上戸町北方ろ字15番地1	0768-82-0110	

(6) 第九管区海上保安本部一覧

部 署	〒	所 在 地	電 話	備考
金沢海上保安部	920-0211	金沢市湊4丁目13番地	076-266-6115	
七尾海上保安部	926-0015	七尾市矢田新町二部173	0767-52-9118	
能登海上保安署	927-0553	鳳珠郡能登町小木21字173-3	0768-74-8118	

(7) 検察庁一覧

検 察 庁 名	〒	所 在 地	電 話	備考
名古屋高等検察庁 金沢支部	920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161	
金沢地方検察庁 * 被害者ホットライン	920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161 076-221-3573	
金沢地方検察庁小松支部	923-0904	小松市小馬出町12	0761-22-1140	
金沢地方検察庁七尾支部	926-0818	七尾市馬出町ハ1	0767-53-0592	
金沢地方検察庁輪島支部	928-0001	輪島市河井町15-90	0768-22-0724	
金沢区検察庁	920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161	
小松区検察庁	923-0904	小松市小馬出町12	0761-22-1140	
七尾区検察庁	926-0818	七尾市馬出町ハ1	0767-53-0592	
輪島区検察庁・珠洲区検察庁	928-0001	輪島市河井町15-90	0768-22-0724	

(8) 裁判所一覧

裁判所名	〒	所 在 地	電 話	備考
名古屋高等裁判所 金沢支部	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-262-3225	
金沢地方裁判所	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-262-3221	
金沢地方裁判所小松支部	923-8541	小松市小馬出町11	0761-22-8541	
金沢地方裁判所七尾支部	926-8541	七尾市馬出町ハ1-2	0767-52-3135	
金沢地方裁判所輪島支部	928-8541	輪島市河井町15-49-2	0768-22-0054	
金沢簡易裁判所	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-262-3221	
小松簡易裁判所	923-8541	小松市小馬出町11	0761-22-8541	
七尾簡易裁判所	926-8541	七尾市馬出町ハ1-2	0767-52-3135	
輪島簡易裁判所	928-8541	輪島市河井町15-49-2	0768-22-0054	
珠洲簡易裁判所	927-1297	珠洲市上戸町北方い46-3	0768-82-0218	
金沢家庭裁判所	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-221-3111	
金沢家庭裁判所小松支部	923-8541	小松市小馬出町11	0761-22-8541	
金沢家庭裁判所七尾支部	926-8541	七尾市馬出町ハ1-2	0767-52-3135	
金沢家庭裁判所輪島支部	928-8541	輪島市河井町15-49-2	0768-22-0054	
金沢家庭裁判所 珠洲出張所	927-1297	珠洲市上戸町北方い46-3	0768-82-0218	

※ 少年事件の取り扱いは、金沢・七尾の各家庭裁判所になります。

(9) 日本年金機構事務所・税務署一覧

◇ 日本年金機構事務所一覧

年金事務所名	〒	所在地	電話	管轄地域	
				健康保険・厚生年金保険	国民年金
金沢南	921-8516	金沢市泉が丘2-1-18	076-245-2311	金沢市 (金沢北年金事務所管内を除く) 白山市 野々市市	白山市 野々市市
金沢北	920-0861	金沢市三社町1-43	076-233-2021	金沢市のうち犀川及び 倉谷川以北の地域 かほく市 河北郡	金沢市 かほく市 河北郡
小松	923-8585	小松市小馬出町3-1	0761-24-1791	小松市 加賀市 能美市 能美郡	同 左
七尾	926-8511	七尾市藤橋町西部22-3	0767-53-6511	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡	同 左

※ 船員保険については、金沢北年金事務所ですべての県下全域を管轄しています。

◇ 税務署一覧

税務署名	〒	所在地	電話	管轄地域	備考
金沢	920-8505	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221	金沢市 かほく市 河北郡	
七尾	926-8686	七尾市小島町大開地3-7 七尾西湊合同庁舎	0767-52-3381	七尾市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡	
小松	923-8570	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎	0761-22-1171	小松市 加賀市 能美市 能美郡	
輪島	928-8501	輪島市河井町15部90-16	0768-22-2241	輪島市 珠洲市 鳳珠郡	
松任	924-8585	白山市博労2-22	076-276-2345	白山市 野々市市	

(10) 福祉事務所・保健所一覧

福祉事務所名	〒	所在地	電話	管轄地域	備考
石川県健康福祉部 厚生政策課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1411		
石川県南加賀 保健福祉センター	923-8648	小松市園町又48	0761-22-0793	能美郡	生活保護は石川 中央保健福祉セ ンター地域支援課
石川県石川中央 保健福祉センター	924-0864	白山市馬場2-7	076-275-2251	(能美郡) 河北郡	
福祉相談部 地域支援課	920-8557 929-0331	金沢市本多町 3-1-10 河北郡津幡町中橋 口 1-1	076-223-9552 076-289-2202		
石川県能登中部 保健福祉センター	926-0021	七尾市本府中町 ソ 27-9	0767-53-2482	羽咋郡 鹿島郡	
石川県能登北部 保健福祉センター	928-0079	輪島市鳳至町 畠田 102-4	0768-22-2011	鳳珠郡	
金沢市社会福祉事務所	920-8577	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2292	金沢市	
七尾市福祉事務所	926-0811	七尾市御祓町 1	0767-53-8418	七尾市	
小松市社会福祉事務所	923-8650	小松市小馬出町 91	0761-24-8051	小松市	
輪島市福祉事務所	928-8525	輪島市二ツ屋町 2-29	0768-23-1161	輪島市	
珠洲市福祉事務所	927-1295	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7748	珠洲市	
加賀市福祉事務所	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ 41	0761-72-7851	加賀市	
羽咋市福祉事務所	925-8501	羽咋市旭町ア 200	0767-22-3939	羽咋市	
かほく市福祉事務所	929-1125	かほく市宇野気ニ 71-2	076-283-7120	かほく市	
白山市福祉事務所	924-8688	白山市倉光 2-1	076-274-9509	白山市	
能美市福祉事務所	923-1297	能美市来丸町 1110	0761-58-2230	能美市	
野々市市福祉事務所	921-8510	野々市市三納 1-1	076-227-6061	野々市市	

保健所名	〒	所在地	電話	所管区域
金沢市保健所 駅西福祉健康センター	920-8553	金沢市西念3-4-25	076-234-5102 076-234-5103	金沢市
泉野福祉健康センター	921-8034	金沢市泉野町6-15-5	076-242-1131	
元町福祉健康センター	920-0842	金沢市元町1-12-12	076-251-0200	
南加賀保健所	923-8648	小松市園町又48	0761-22-0793	能美郡・加賀市・小松市・ 能美市
石川中央保健所	924-0864	白山市馬場2-7	076-275-2251	野々市市・河北郡・白山市・ かほく市
能登中部保健所	926-0021	七尾市本府中町ソ27-9	0767-53-2482	羽咋郡・鹿島郡・羽咋市・ 七尾市
能登北部保健所	928-0079	輪島市鳳至町畠田102-4	0768-22-2011	輪島市・鳳珠郡・珠洲市
加賀地域センター	922-0257	加賀市山代温泉桔梗丘 2-105-1	0761-76-4300	加賀市
河北地域センター	929-0331	河北郡津幡町字中橋口 1-1	076-289-2177	河北郡市
羽咋地域センター	925-0026	羽咋市石野町へ 31	0767-22-1170	羽咋郡市
珠洲地域センター	927-1223	珠洲市宝立町鶴島ハ124	0768-84-1511	珠洲市

(11) 社会福祉協議会一覧

社会福祉協議会名	〒	所在地	電話
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館 2 階	076-224-1212
金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町 7-25 松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
七尾市社会福祉協議会	926-0811	七尾市御祓町 1 パトリア 3 階	0767-52-2099
小松市社会福祉協議会	923-0811	小松市白江町ツ 108-1 第一地区コミュニティセンター内	0761-22-3354
輪島市社会福祉協議会	928-0001	輪島市河井町 13-120-1	0768-22-2219
〃 門前支所	927-2153	輪島市門前町深田 21-17-1	0768-42-0772
珠洲市社会福祉協議会	927-1214	珠洲市飯田町 5-9 健康増進センター内	0768-82-7751
加賀市社会福祉協議会	922-0811	加賀市大聖寺南町二 11-5 市民会館内	0761-72-1500
羽咋市社会福祉協議会	925-8506	羽咋市鶴多町亀田 17 羽咋市すこやかセンター内	0767-22-6231
かほく市社会福祉協議会	929-1173	かほく市遠塚口 52-10 七塚健康福祉センター内	076-285-8885
白山市社会福祉協議会	924-0865	白山市倉光 8-16-1 福祉ふれあいセンター内	076-276-3151
〃 美川支所	929-0204	白山市平加町ヌ 119-1 美川福祉ステーション内	076-278-8555
〃 鶴来支所	920-2104	〃 月橋町 699-2 鶴来老人福祉センター蓬萊荘内	076-272-2750
〃 河内支所	920-2303	〃 河内町福岡 77 白山市河内市民サービスセンター内	076-272-1099
〃 吉野谷支所	920-2322	〃 佐良ニ 136 白山市吉野谷市民サービスセンター内	076-255-5139
〃 鳥越支所	920-2375	〃 上野町ト 22 鳥越老人福祉センター内	076-254-2446
〃 尾口支所	920-2335	〃 瀬戸午 10 白山市尾口市民サービスセンター内	076-256-7013
〃 白峰支所	920-2501	〃 白峰ハ 157-1 白山市白峰市民サービスセンター内	076-259-8001
能美市社会福祉協議会	923-1121	能美市寺井町た 8-1 能美市ふれあいプラザ内	0761-58-6200
川北町社会福祉協議会	923-1267	能美郡川北町字壱ツ屋 196 保健センター内	076-277-1111
野々市市社会福祉協議会	921-8815	野々市市本町 5-18-5	076-246-0112
津幡町社会福祉協議会	929-0342	河北郡津幡町北中条 3-1 津幡町文化会館シグナス内	076-288-6276
内灘町社会福祉協議会	920-0267	〃 内灘町字大清台 140 内灘町文化会館内	076-286-6953
志賀町社会福祉協議会	925-0498	羽咋郡志賀町富来領家町甲 10 富来行政センター内	0767-42-2545
〃 志賀支所	925-0141	羽咋郡志賀町高浜町カ 1-1 志賀町文化ホール内	0767-32-5003
宝達志水町社会福祉協議会	929-1311	羽咋郡宝達志水町門前サ 11 町民センターアステラス内	0767-28-5520
中能登町社会福祉協議会	929-1704	鹿島郡中能登町末坂 2-57-1 保健センターすくすく内	0767-74-2252
穴水町社会福祉協議会	927-0026	鳳珠郡穴水町字大町ト 3-3 穴水町さわやか交流館プルート内	0768-52-0378
能登町社会福祉協議会	927-0602	鳳珠郡能登町字松波 13-77 内浦福祉センター内	0768-72-2322
〃 能都支所	927-0433	鳳珠郡能登町字宇出津ウ 10-1	0768-62-3562
〃 柳田支所	928-0331	鳳珠郡能登町字柳田梅部 198	0768-76-0088

「石川被害者等支援連絡協議会」加盟機関・団体一覧

(組織の目的)

協議会は、被害者（犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。）や事故による被害を受けた者及びその遺族等をいう。）の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立ち、関係機関、団体等との緊密な連携と相互協力により、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。

(令和3年9月現在)

機関・団体名	〒	所在地	電話
金沢地方検察庁	920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
金沢法務少年支援センター (金沢少年鑑別所)	920-0942	金沢市小立野5-2-14	076-231-1603
金沢保護観察所	920-0024	金沢市西念3-4-1	076-261-0058
湖南学院	920-1146	金沢市上中町口11-1	076-229-1077
石川県人権擁護委員連合会	921-8505	金沢市新神田4-3-10	076-292-7809
金沢海上保安部	920-0211	金沢市湊4-13	076-266-6115
七尾海上保安部	926-0015	七尾市矢田新町二部173	0767-52-9118
北陸信越運輸局交通政策部	950-0954	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-9152
石川県生活環境部	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1387
石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1378
石川県女性センター	920-0861	金沢市三社町1-44	076-234-1112
石川中央保健福祉センター福祉相談部 (中央児童相談所、女性相談支援センター)	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-223-9553
石川県健康福祉部障害保健福祉課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1427
石川県こころの健康センター	920-8201	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1422
石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1421
石川県生活環境部生活安全課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1387
石川県消費生活支援センター	920-0968	金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎3階	076-255-2120
石川県教育委員会事務局学校指導課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1830
石川県教育委員会事務局保健体育課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1847
金沢市市民局ダイバーシティ人権政策課	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2095
金沢市教育委員会学校指導課	920-0999	金沢市柿木晶1-1	076-220-2787
金沢市子ども未来局子ども相談センター	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
金沢弁護士会	920-0937	金沢市丸の内7-36	076-221-0242
日本司法支援センター石川地方事務所 (法テラス石川)	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	050-3383-5477
(公社)石川県医師会	920-8201	金沢市鞍月東2-48	076-239-3800
石川県産婦人科医会	920-8201	金沢市鞍月東2-48	076-239-3800
石川県神経科精神科医会	920-0934	金沢市宝町13-1 A棟3F 金沢大学医学類精神行動学教室内	076-265-2307
石川県精神保健福祉協会	920-8201	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
石川県男女平等推進協議会	920-0861	金沢市三社町1-44 女性センター内	0761-58-5037
石川県婦人団体協議会	920-0861	金沢市三社町1-44 女性センター内	076-263-4643
(一社)石川県警備業協会	920-8203	金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館内	076-281-6670
(一財)石川県交通安全協会	920-0209	金沢市東蚊爪町2-1	076-238-0496
(公社)石川県防犯協会連合会	920-8203	金沢市鞍月1-1	076-225-0678
(公財)石川県暴力追放運動推進センター	921-8105	金沢市平和町1-3-1 平和町庁舎	076-247-8930
石川県臨床心理士会	920-0901	金沢市彦三町1-2-1 アソルティ金沢彦三1F	-
(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団	920-8201	金沢市鞍月東2-1 石川県総合看護専門学校内	076-255-1543
(公社)石川被害者サポートセンター	921-8105	金沢市平和町1-3-1 平和町庁舎	076-226-7831
(公社)金沢こころの電話	920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉協議会館内	076-222-7531
悲しみ110番ネットワーク	920-0861	金沢市三社町1-44 女性センター内	076-259-6310
(NPO)子どもの虐待防止ネットワーク石川(CAPNET)	921-8141	金沢市馬替2-7-1 グループホームなでしこの丘内	076-287-3148

独立行政法人自動車事故 対策機構(NASVA)	920-8213	金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2階	076-239-3207
北陸交通災害等遺児を上げます会	920-0964	金沢市本多町3-2-1	076-262-8656
石川県警察被害少年カウンセリングアドバイザー	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
七尾市総務課	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ25	0767-53-1111
小松市くらしあんしん相談センター	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8070
輪島市防災対策課	928-8525	輪島市二ツ屋町2-29	0768-23-1157
珠洲市総務課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7725
加賀市危機対策課	922-8622	加賀市大聖寺南町二41	0761-72-7890
羽咋市環境安全課	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-7137
かほく市防災環境対策課	929-1195	かほく市宇野気ニ81	076-283-7124
白山市地域安全課	924-8688	白山市倉光2-1	076-274-9537
能美市生活環境課	923-1297	能美市来丸町1110	0761-58-2217
野々市市環境安全課	921-8510	野々市市三納1-1	076-227-6051
川北町総務課	923-1295	川北町字壺ツ屋174番地	076-277-1111
津幡町総務課	929-0393	津幡町加賀爪ニ3	076-288-2120
内灘町総務課	920-0292	内灘町大学1-2-1	076-286-6720
志賀町環境安全課	925-0198	志賀町末吉千古1-1	0767-32-9321
宝達志水町総務課危機管理室	929-1492	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8140
中能登町総務課	929-1792	中能登町末坂9-46	0767-74-1234
穴水町管理課	927-8601	穴水町川島ラ174	0768-52-3770
能登町総務課危機管理室	927-0433	能登町字宇出津ト50-1	0768-62-8533
石川県警察本部	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 生活安全部生活安全企画課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 生活安全部地域課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 生活安全部 人身安全・少年保護対策課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 生活安全部生活安全捜査課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 刑事部刑事企画課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 刑事部捜査第一課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 刑事部捜査第二課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 刑事部組織犯罪対策課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 交通部交通企画課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
石川県警察本部 交通部交通指導課	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110
金沢中警察署	920-0993	金沢市下本多町六番丁15-1	076-262-0110
金沢東警察署	920-0842	金沢市元町2-15-1	076-253-0110
金沢西警察署	920-0336	金沢市金石本町イ1-1	076-266-0110
石川県警察本部 警務部県民支援相談課 (事務局)	920-8553	金沢市鞍月1-1	076-225-0110

犯罪被害者支援ハンドブック

平成 22 年 2 月 発行

平成 29 年 3 月 改訂

令和 2 年 3 月 改訂

令和 4 年 3 月 改訂

石川県 生活環境部 生活安全課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

TEL 076-225-1387 FAX 076-225-1389

